

第83期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の対策に関する お知らせ

第83期定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主さまの健康・安全を第一に考え、株主総会後の**株主懇談会を取り止め**とさせていただきます。また、ウイルス接触の可能性を極小化するため**お土産配布も取り止め**とさせていただきます。事情ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当社株主総会にご出席して議決権行使を検討されている株主さまにおかれましては、マスクのご着用や消毒薬のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。特に、**ご高齢の方や基礎疾患等のある方、妊娠中の方は、くれぐれも健康状態にご留意いただき、ご出席を見合わせることもご検討ください。**なお、当日は十分な感染防止の対応をするため、座席数を少なくしております。株主さまの安全が確保できないと判断したときには、ご入場を制限させていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。「議決権行使書」ご返送等により議決権を行使することができますので、積極的にご活用ください。

また、当日の株主総会をインターネットで中継いたします。詳細につきましては6月中旬をめぐりに下記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。株主総会当日までの状況変化とその対応等につきましても、必要に応じて当社ウェブサイト:株主・投資家情報(<https://www.omron.co.jp/ir/>)にてお知らせいたします。

開催情報

●日時●
2020年6月23日(火曜日) 午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しています。)

●場所●
京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」

●議決権行使●
ご出席されなくとも郵送およびインターネットによる議決権行使が可能です。
議決権行使期限:2020年6月22日(月曜日)
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	5
第2号議案 取締役8名選任の件	6
第3号議案 監査役1名選任の件	15
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	17

[第83期定時株主総会招集ご通知添付書類]

事業報告	19
1 当社グループの現況に関する事項	19
2 当社の株式に関する事項	38
3 当社の新株予約権等に関する事項	39
4 当社の取締役および監査役に関する事項	40
5 当社の会計監査人の状況	49
6 当社の体制および方針	50
連結計算書類	69
計算書類	72
監査報告書	74

株主各位

(証券コード 6645)

2020年5月25日

京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地

オムロン株式会社

代表取締役社長 CEO 山田 義仁

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等の電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月22日(月曜日) 午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- ① 日 時** 2020年6月23日(火曜日) 午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しています。)
- ② 場 所** 京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都 3階「源氏の間」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- ③ 株主総会の
目的事項** **報告事項** 1. 第83期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項** 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

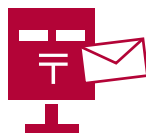
議決権行使等についてのご案内



当日ご出席による 議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら、本ご通知をご持参いただくと共に、同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月22日(月曜日)午後5時30分まで**に到着するようにご返送ください。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださるようお願いいたします。



インターネットによる 議決権行使

インターネットにより議決権を行使される場合は、つぎの事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は3ページから4ページをご高覧いただきますようお願い申し上げます。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結株主持分計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.omron.co.jp/>)に掲載していますので、本招集ご通知には掲載していません。監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「連結株主持分計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」とで構成されています。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(<https://www.omron.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufg.jp/>)に**アクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2020年6月22日(月曜日) 午後5時30分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「**ログインID**」「**仮パスワード**」の**入力が必要**になりました。

議決権行使書

議案	議案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

〇〇〇〇株
〇〇〇〇個

1. _____
2. _____
3. _____

ログイン用QRコード

ログインID
仮パスワード

見本

見本

議決権行使書副票(右側)

同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は
1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

次頁へ

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

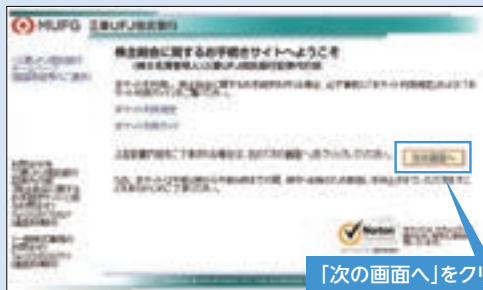
管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



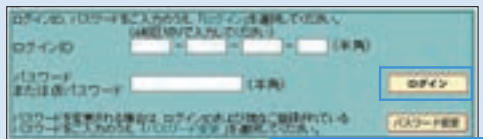
パソコン、2回目以降の
スマートフォンの場合

① 議決権行使サイトへアクセス



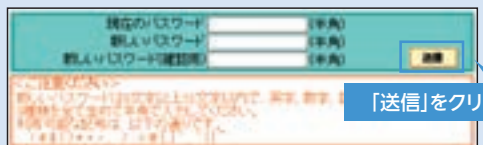
「次の画面へ」をクリック

② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



入力して「ログイン」をクリック

③ 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



「送信」をクリック

④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



携帯電話による
議決権行使

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027**

(通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、企業価値の持続的な向上を目指し、将来の成長に必要な研究開発、設備投資、M&Aなどの投資を優先いたします。そのための内部留保を確保したうえで、資本効率を勘案し、継続的に株主の皆さまへの還元の実現を図ってまいります。

また、毎年の配当金につきましては、連結業績ならびに配当性向、さらに株主資本利益率(ROE)と配当性向を乗じた株主資本配当率(DOE)を基準とし、安定的、継続的な株主還元の実現を図ってまいります。具体的には、2017～2020年度の中期経営計画(呼称VG2.0)期間は、配当性向30%程度およびDOE3%程度を目安として、利益還元に努めてまいります。

当期の期末配当金につきましては、業績状況を鑑み、DOE基準ならびに過去の配当額の水準も考慮したうえで安定的・継続的な配当とするため、1株につき42円といたしたく存じます。なお、さきに1株当たり42円の間配当金をお支払いしていますので、年間配当金は1株当たり84円となります。

1

配当財産の種類

金 銭

2

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金42円
総額 8,513,373,372円

3

剰余金の配当が効力を生じる日
(期末配当金支払開始日)

2020年6月24日

第2号議案

取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。

今回、取締役 西川久仁子氏の退任に伴い、1名の新任取締役を迎えます。

つきましては、社外取締役3名を含む下記の実取締役8名の選任をお願いいたしたく存じます。

当社は、取締役候補者の決定に対する透明性・客観性・適時性を高めるために、人事諮問委員会を設置しています。人事諮問委員会は、取締役会議長より諮問を受け、選任基準に基づき取締役候補者の審議・答申を行います。取締役会は人事諮問委員会からの答申に基づき、取締役候補者を決定しています。

取締役候補者は、7ページから14ページの通りです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役在任期間
①	再任 立石 文雄	取締役会長	14年
②	再任 山田 義仁	代表取締役	9年
③	再任 宮田 喜一郎	代表取締役	3年
④	再任 日戸 興史	取締役	6年
⑤	再任 安藤 聡	取締役	3年
⑥	再任 小林 栄三	社外役員候補者 独立役員候補者	社外取締役 7年
⑦	再任 上釜 健宏	社外役員候補者 独立役員候補者	社外取締役 3年
⑧	新任 小林 いずみ	社外役員候補者 独立役員候補者	社外取締役 —

候補者
番号

1

たていし ふみお
立石 文雄

(1949年7月6日生)

再 任

所有する当社株式の数 1,189,527株

取締役在任期間 14年

2019年度における
取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年8月	当社入社	2003年6月	当社執行役員副社長、インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー社長に就任
1997年6月	当社取締役就任		
1999年6月	当社取締役退任、執行役員常務に就任	2008年6月	当社取締役副会長に就任
2001年6月	当社グループ戦略室長に就任	2013年6月	当社取締役会長に就任(現任)

【当社における担当等】 取締役会議長 / 社長指名諮問委員会委員

【取締役候補者とした理由】

立石文雄氏は、業務を執行しない取締役として取締役会議長を務め、取締役会を適切に運営するとともに、長期ビジョンの達成に向けて経営の監督を適切に行っています。社長指名諮問委員会の委員として、社長選任における透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。また、現場訪問をふまえ、企業理念のグループ内への浸透に向けて積極的に提言を行っています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 立石文雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

2

や ま だ よ し ひ と

山田 義仁

(1961年11月30日生)

再 任

所有する当社株式の数 36,033株

取締役在任期間 9年

2019年度における
取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	当社入社	2010年6月	当社執行役員常務に就任
2008年6月	当社執行役員、オムロンヘルスケア株式会社 代表取締役社長に就任	2011年6月	当社代表取締役社長に就任(現任)
2010年3月	当社グループ戦略室長に就任		

【当社における担当等】 社長 CEO

【取締役候補者とした理由】

山田義仁氏は、代表取締役として経営の監督を適切に行っています。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めています。また、社長 CEOとして経営および業務執行の指揮を執り、企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っています。

これらのことから、長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 山田義仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。



候補者
番号

3

み や た き い ち ろ う
宮田 喜一郎

(1960年7月24日生)

再 任

所有する当社株式の数 10,419株

取締役在任期間 3年

2019年度における
取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年4月	株式会社立石ライフサイエンス研究所 (現オムロンヘルスケア株式会社)入社	2015年4月	当社CTO 兼 技術・知財本部長に就任 (現任)
2010年3月	オムロンヘルスケア株式会社代表取締役 社長に就任(2015年3月退任)	2017年4月	当社執行役員専務に就任(現任)
2010年6月	当社執行役員に就任	2017年6月	当社代表取締役に就任(現任)
2012年6月	当社執行役員常務に就任	2018年3月	当社イノベーション推進本部長に就任(現任)

【当社における担当等】 執行役員専務 / CTO 兼 技術・知財本部長 兼 イノベーション推進本部長 / 人事諮問委員会委員

【取締役候補者とした理由】

宮田喜一郎氏は、代表取締役として技術的な観点を軸に経営の監督を適切に行っています。人事諮問委員会の委員として、役員人事の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。また、CTO 兼 技術・知財本部長 兼 イノベーション推進本部長として中長期を見据えた経営視点での技術戦略を策定し実行しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 宮田喜一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。



候補者
番号

4

に っ と こ う じ
日 戸 興 史

(1961年2月1日生)

再 任

所有する当社株式の数	12,669株
取締役在任期間	6年
2019年度における 取締役会への出席状況	13/13回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2013年4月	当社執行役員常務に就任
2011年3月	当社グローバルリソースマネジメント本部長に就任	2014年3月	当社グローバル戦略本部長に就任(現任)
2011年6月	当社執行役員に就任	2014年4月	当社執行役員専務に就任(現任)
2013年3月	当社グローバルSCM&IT革新本部長に就任	2014年6月	当社取締役役に就任(現任)
		2017年4月	当社CFOに就任(現任)

【当社における担当等】 執行役員専務 / CFO 兼 グローバル戦略本部長 / 報酬諮問委員会委員

【取締役候補者とした理由】

日戸興史氏は、取締役として財務的および戦略的な観点を中心に経営の監督を適切に行っています。報酬諮問委員会の委員として、取締役報酬の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。また、CFO 兼 グローバル戦略本部長として、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応し、グループとして財務および戦略に関する適切な経営を実践しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 日戸興史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。



候補者
番号

5

あ ん ど う
安藤

さと し
聡

(1955年1月27日生)

再 任

所有する当社株式の数 17,467株

取締役在任期間 3年

2019年度における
取締役会への出席状況 13/13回(100%)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行	2011年6月	当社執行役員、経営IR室長に就任
2003年7月	同行ジャカルタ支店長に就任(2007年6月同行退社)	2015年3月	当社グローバルIR・コーポレートコミュニケーション本部長に就任
2007年6月	当社社外監査役に就任	2015年4月	当社執行役員常務に就任
		2017年6月	当社取締役役に就任(現任)

【当社における担当等】 人事諮問委員会副委員長 / 社長指名諮問委員会副委員長 / 報酬諮問委員会副委員長

【取締役候補者とした理由】

安藤聡氏は、業務を執行しない常勤の取締役として長期ビジョンの達成に向けて経営の監督を適切に行っています。また、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、報酬諮問委員会の副委員長として、役員人事、社長選任、取締役報酬の透明性・公正性を高めるために積極的に発言しています。

これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

(注) 1. 安藤聡氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 上記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。



候補者
番号

6

こばやし えいぞう
小林 栄三

(1949年1月7日生)

再任

社外役員候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数	8,968株
取締役在任期間	7年
2019年度における 取締役会への出席状況	13/13回(100%)
当社を含む 上場会社役員兼職数	業務執行あり 0社 業務執行なし 3社

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年4月	伊藤忠商事株式会社入社	2010年4月	同社代表取締役会長に就任
2000年6月	同社執行役員に就任	2011年6月	同社取締役会長に就任
2002年4月	同社常務執行役員に就任	2013年6月	当社社外取締役に就任(現任)
2003年6月	同社代表取締役 常務取締役に就任	2016年6月	伊藤忠商事株式会社社長に就任
2004年4月	同社代表取締役 専務取締役に就任	2018年4月	同社特別理事に就任
2004年6月	同社代表取締役社長に就任	2020年4月	同社名誉理事に就任(現任)

【当社における担当等】 人事諮問委員会委員長 / 社長指名諮問委員会委員長 / コーポレート・ガバナンス委員会委員長 / 報酬諮問委員会委員


【重要な兼職の状況】 伊藤忠商事株式会社 名誉理事 / 日本航空株式会社 社外取締役 / 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 / 日本ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 / 公益財団法人伊藤忠記念財団 理事長

【社外取締役候補者とした理由】

小林栄三氏は、グローバルに事業を展開する企業の経営に携わり、積極的かつ幅広い事業展開の経験と経営に関する高い見識を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいています。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長および報酬諮問委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。

これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 小林栄三氏は、伊藤忠商事株式会社の名誉理事であり、当社グループと当社グループとの間には製品の販売等の取引関係がありますが、2019年度における取引額の割合は、当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はなく、また、特別の利害関係はありません。
2. 小林栄三氏は現在当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、18ページをご参照下さい。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいております。小林栄三氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 小林栄三氏が2016年6月まで取締役を務めていた伊藤忠商事株式会社は、同氏が取締役在任中に、西日本旅客鉄道株式会社、東日本電信電話株式会社および全日本空輸株式会社向け制服の販売業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年1月、同年2月および同年7月に、公正取引委員会より排除措置命令を受けました。また、株式会社NTTドコモ向け制服の供給業務に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、2018年10月に公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。伊藤忠商事株式会社は、上記事実の判明後、独占禁止法遵守を含むコンプライアンス体制の一層の強化と再発防止に取り組んでいます。
5. 小林栄三氏が社外取締役を務めている日本航空株式会社は、運航乗務員の飲酒に係る問題や乗員編成の変更判断等、航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められたとして、2018年12月に国土交通省より事業改善命令を、客室乗務員の飲酒事業により、2019年1月に同省より業務改善勧告を、また、運航乗務員の管理や安全管理体制が十分に機能していないことが認められたとして、同年10月に同省より事業改善命令を受けました。同氏は従前より取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っていましたが、上記事実の認識後もその徹底的な調査および再発防止策の策定を指示するなど、その職責を果たしています。
6. 上記所有株式数には、オムロ役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。



候補者番号 **7** かみがま たけひろ
上釜 健宏 (1958年1月12日生)

再任

社外役員候補者 独立役員候補者

所有する当社株式の数	0株
取締役在任期間	3年
2019年度における 取締役会への出席状況	13/13回(100%)
当社を含む 上場会社役員兼職数	業務執行あり 0社 業務執行なし 3社

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月	TDK株式会社入社	2006年6月	同社代表取締役社長に就任
2002年6月	同社執行役員に就任	2016年6月	同社代表取締役会長に就任
2003年6月	同社常務執行役員に就任	2017年6月	当社社外取締役に就任(現任)
2004年6月	同社取締役専務執行役員に就任	2018年6月	TDK株式会社ミッションエグゼクティブに就任(現任)

【当社における担当等】 人事諮問委員会委員 / 社長指名諮問委員会委員 / 報酬諮問委員会委員 / コーポレート・ガバナンス委員会委員

【重要な兼職の状況】 TDK株式会社 ミッションエグゼクティブ / ヤマハ発動機株式会社 社外取締役 / ソフトバンク株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

上釜健宏氏は、グローバルに事業を展開する企業の経営に携わり、豊富な経営実績と高い見識を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただいています。また、経営の専門家としての経験・見識をもとに、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。

これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 上釜健宏氏は、TDK株式会社のミッションエグゼクティブであり、当社グループと同社グループの間には製品の販売等の取引関係がありますが、2019年度における取引額の割合は、当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満であり、同氏の独立性に問題はなく、また、特別の利害関係はありません。
2. 上釜健宏氏は現在当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、18ページをご参照下さい。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいております。上釜健宏氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 上釜健宏氏が2018年6月まで取締役を務めていたTDK株式会社は、同氏が取締役在任中に、HDD用サスペンション事業に関して独占禁止法に違反する行為があったとの認定が、公正取引委員会よりなされました。なお、同社は課徴金減免制度の適用を申請し、同制度の適用を受けたため、課徴金の免除が認められ、また、排除措置命令も受けておりません。同氏は従前より法令遵守の徹底に取り組んでまいりましたが、本件事実の把握後も独占禁止法遵守を含むコンプライアンス体制の一層の強化と再発防止に取り組んでおり、その職責を果たしています。



候補者
番号

8

こばやし

小林 いずみ

(1959年1月18日生)

新 任

所有する当社株式の数 0株

社外役員候補者

独立役員候補者

当社を含む
上場会社役員兼職数 業務執行あり 0社
業務執行なし 4社

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1981年 4月 三菱化成工業株式会社(現三菱ケミカル株式会社)入社
- 1985年 6月 メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会社入社
- 2001年12月 メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長に就任
- 2008年11月 世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官に就任
- 2015年 4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事に就任
- 2016年 6月 日本放送協会経営委員会委員に就任

【重要な兼職の状況】 ANAホールディングス株式会社 社外取締役 / 三井物産株式会社 社外取締役 / 株式会社みずほフィナンシャルグループ 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由】

小林いずみ氏は、民間金融機関および国際開発金融機関の代表として培われた豊富な経験と国際的な見識を有するとともに、コーポレート・ガバナンスにも精通しており、経営に関する高い見識を有しています。

これらのことから、当社の持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 小林いずみ氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林いずみ氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えています。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、18ページをご参照下さい。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役 内山英世氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

当社は、監査役候補者の決定に対する透明性・客観性・適時性を高めるために、人事諮問委員会を設置しています。人事諮問委員会は、監査役会の委託を受けた取締役会議長より諮問を受け、選任基準に基づき監査役候補者の審議・答申を行います。取締役会は人事諮問委員会からの答申に基づき、監査役会の同意を経て監査役候補者を決定しています。

監査役候補者は、下記の通りです。



うちやま ひでよ

内山 英世

(1953年3月30日生)

再 任

社外役員候補者

独立役員候補者

所有する当社株式の数	639株
監査役在任期間	4年
2019年度における取締役会への出席状況	13/13回(100%)
2019年度における監査役会への出席状況	13/13回(100%)
当社を含む 上場会社役員兼職数	業務執行あり 0社 業務執行なし 3社

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1975年11月	アーサーヤング会計事務所入所	2010年 6月	同監査法人理事長、KPMGジャパン チェアマンに就任
1979年12月	監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社	2011年 9月	KPMGアジア太平洋地域 チェアマンに就任
1980年 3月	公認会計士登録	2013年10月	KPMGジャパン CEOに就任
1999年 7月	同監査法人代表社員に就任	2015年 9月	朝日税理士法人 顧問に就任(現任)
2002年 5月	同監査法人本部理事に就任	2016年 6月	当社社外監査役に就任(現任)
2006年 6月	同監査法人専務理事に就任		

【当社における担当等】 コーポレート・ガバナンス委員会委員

【重要な兼職の状況】 朝日税理士法人 顧問 公認会計士 / SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役 / エーザイ株式会社 社外取締役

【 社外監査役候補者とした理由 】

内山英世氏は、公認会計士として監査法人での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているとともに、監査法人のトップおよびグローバル・コンサルティングファームの経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。社外監査役として、取締役会その他重要な会議へ出席し、適法性監査・妥当性監査の観点から積極的に発言し、取締役の職務執行を監査する役割を適切に果たしています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただいています。

同氏は過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役に適切な人材と判断し、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1.内山英世氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.内山英世氏は現在当社の社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、18ページをご参照下さい。
- 3.当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいております。内山英世氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しています。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
- 4.左記所有株式数には、オムロン役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決されますと、監査役会の構成は下記の通りとなります。

なお、現在の人数構成(常勤監査役2名および社外監査役2名)に変更はありません。

氏名	当社における地位	監査役在任期間
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">現任</div> <div style="text-align: center;"> <small>こんどう きいちろう</small> 近藤 喜一郎 </div> </div>	常勤監査役	5年
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">現任</div> <div style="text-align: center;"> <small>よしかわ きよし</small> 吉川 淨 </div> </div>	常勤監査役	1年
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">再任</div> <div style="text-align: center;"> <small>うちやま ひでよ</small> 内山 英世 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">社外役員</div> <div style="background-color: #e69d00; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> </div>	社外監査役	4年
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #4a4a8a; color: white; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">現任</div> <div style="text-align: center;"> <small>くにひろ ただし</small> 國廣 正 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px 5px; margin-bottom: 5px;">社外役員</div> <div style="background-color: #e69d00; color: white; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> </div>	社外監査役	3年


第4号議案

補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとなっていますので、あらためて、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

当該補欠監査役につきましては、社外監査役が法令に定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とします。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、下記の通りです。(補欠監査役候補者の決定手続については、15ページ「第3号議案 監査役1名選任の件」に記載している監査役候補者と同様です。)



わたなべ とおる

渡辺 徹

(1966年2月2日生)

補欠監査役候補者

所有する当社株式の数 0株

社外役員候補者

独立役員候補者

略歴および重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録・大阪弁護士会 所属 北浜法律事務所(現北浜法律事務所・外国法共同事業) 入所

1998年1月 同事務所 パートナーに就任(現任)

【重要な兼職の状況】 北浜法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 / 粧美堂株式会社(2020年1月SHO-BI株式会社から商号変更) 社外取締役 / 青山商事株式会社 社外取締役 / オーエル株式会社 社外監査役

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

渡辺徹氏は、弁護士であり、主に会社法・企業法務を専門分野としています。その専門性を当社の監査に反映いただくため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものです。

同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(注) 1. 渡辺徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 渡辺徹氏は補欠の社外監査役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えています。同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。なお「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、18ページをご参照下さい。

3. 当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆さまに承認いただいております。渡辺徹氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限度額を1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。

社外役員に関する当社の考え方

- ・当社は、会社法上の要件に加え独自の『社外役員の独立性要件』(注)を策定し、この独立性要件を基準に、社外取締役を委員長とする人事諮問委員会への諮問、審議、答申を経て取締役会の決議により社外役員候補者を選任しています。
- ・社外役員全員を独立役員とすることについては、社外役員で構成するコーポレート・ガバナンス委員会に諮問し、独自に定める『社外役員の独立性要件』が社外役員の独立性の判断基準として問題ないことを確認し、取締役会において決議しています。

(注)『社外役員の独立性要件』(2014年12月25日改訂)

社外役員候補者本人及び本人が帰属する企業・団体とオムロングループとの間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、人事諮問委員会において独立性について検証する。

1. 現在オムロングループ(注)の取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員または使用人でなく、過去においてもオムロングループの取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員または使用人であったことがないこと
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの大株主(*)もしくはオムロングループが大株主の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことはないこと
(*)大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう
3. オムロングループの主要な取引先企業(*)の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
(*)主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度におけるオムロングループとの取引の支払額または受取額が、オムロングループまたは取引先(その親会社および重要な子会社を含む)の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう
4. オムロングループから多額の寄付(*)を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
(*)多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれかが大きい額を超えることをいう
5. オムロングループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと
6. 過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと
7. オムロングループから役員報酬以外に、多額の金銭(*)その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと
(*)多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%以上を超えることをいう
8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者ではないこと
 - (1) オムロングループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人(*)
 - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、オムロングループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
 - (3) 上記2. から7. で就任を制限している対象者(*)重要な使用人とは、事業本部長職以上の使用人をいう
9. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと

注:オムロングループとは、オムロン株式会社およびオムロン株式会社の子会社とする。

以上

1 | 当社グループの現況に関する事項

[1] 事業の経過およびその成果

全般的概況

当期における当社グループを取り巻く経営環境は、期初からの米中貿易摩擦の影響により製造業の景況感が停滞したことに加え、第4四半期に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大して、グローバルに厳しい状況となりました。このような環境のもと、当社グループの業績は、前期比で売上高と営業利益がともに減少しました。なお、売上総利益率は、生販開が一体となって継続的に推進してきた収益構造改革の効果により過去最高となり、稼ぐ力を着実に高めています。また、当期の当社株主に帰属する当期純利益は、2019年10月31日に車載事業の日本電産株式会社グループへ

の譲渡が完了したことによる売却益515億円を計上した結果、前期比で大幅に増加しました。

制御機器事業や電子部品事業においては、下半期にデジタル業界の一部に回復が見られたものの、自動車業界などの製造業の設備投資が低調に推移し、売上高・営業利益が前期比で減少しました。社会システム事業においては、国内の駅務・交通システムなどの更新需要が堅調に推移し、売上高・営業利益はともに前期比で大きく増加しました。ヘルスケア事業においては、国内や北米で需要が伸び悩み、売上高は前期比で減収となったものの営業利益は増益となりました。

売上高

6,780億円

前期比
7.5%減



営業利益

548億円

前期比
18.6%減



売上総利益率

44.8%

前期比
0.4P増



当社株主に帰属する当期純利益

749億円

前期比
37.9%増



当期の期中平均レート

【米ドル】 109.1円

【ユーロ】 121.2円

【人民元】 15.7円

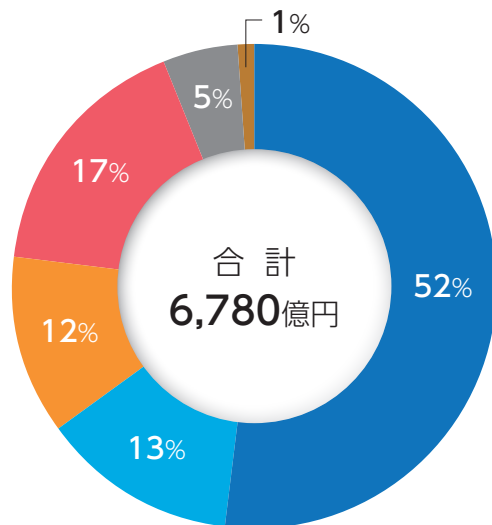
なお、当期における対米ドル、対ユーロおよび対人民元の平均レートはそれぞれ109.1円(前期比1.6円の円高)、121.2円(前期比7.6円の

円高)、15.7円(前期比0.8円の円高)となりました。

部門別概況

○部門別連結売上高構成比

制御機器事業	3,528億円
電子部品事業	884億円
社会システム事業	845億円
ヘルスケア事業	1,120億円
本社直轄事業(その他事業)	364億円
本社他(消去調整含む)	39億円



(注) 車載事業は、当期における日本電産株式会社グループへの譲渡に伴い、財務会計基準審議会(FASB)会計基準書(以下、FASB会計基準書といいます)第205号-20「財務諸表の表示-非継続事業」に従い、連結損益計算書上、非継続事業として取り扱われるため、当社グループ(連結)の売上高には当該事業の売上高は、含まれていません。

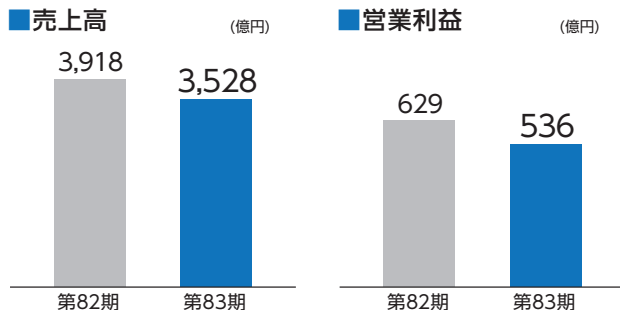


制御機器事業

IAB | インダストリアルオートメーションビジネス

売上高構成比

52%



[プログラマブルコントローラ]



[モバイルロボット]

デジタル業界では、設備投資の需要が期初から低調に推移したものの、下半期には半導体関連で一部の投資が再開するなど回復の兆しが見られました。一方、自動車業界では世界的な新車販売台数の減少に伴い投資が抑制されたことなどにより、需要が低迷しました。これらに加えて、円高による為替の影響などもあり、売上高は前期比で大きく減少しました。

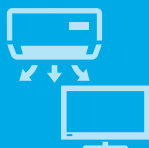
売上高の減少および為替の影響により、営業利益は前期比で大きく減少しました。

この結果、当部門の当期の売上高は、3,528億円(前期比10.0%減)、営業利益は、536億円(前期比14.8%減)となりました。

主要な事業内容

業界随一の幅広い制御機器とユニークな制御技術でモノづくり現場を革新し、世界の製造業の生産性向上に貢献しています。

- プログラマブルコントローラ、モーションコントロール機器、センサ機器、産業用カメラ・コードリーダ機器、検査装置、セーフティ用機器、産業用ロボット

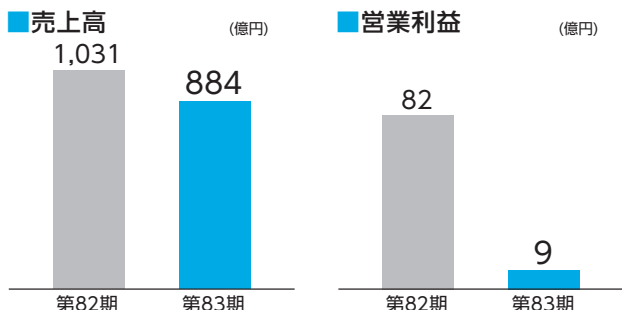


電子部品事業

EMC | エレクトロニク&メカニカルコンポーネツビジネス

売上高構成比

13%



[スイッチ]



[環境センサ]

中国では、輸出減少による設備投資の抑制や消費者の購買意欲の低下によって、家電や工作機械・車載などの需要が大きく減少しました。米州・欧州でも顧客の低調な景況感から需要が減少しました。これらに加えて、円高による為替の影響などにより、売上高は前期比で大きく減少しました。

外部顧客および当社グループ事業への売上高の減少に加えて、為替の影響により、営業利益は前期比で大きく減少しました。

この結果、当部門の当期の売上高は、884億円(前期比14.3%減)、営業利益は、9億円(前期比88.8%減)となりました。

主要な事業内容

汎用アプリ(民生)機器、車載機器、環境/エネルギー機器、産業機器に内蔵する制御コンポーネントやモバイル機器に内蔵するコンポーネントなど幅広い分野で、グローバルに電子部品を提供しています。

○リレー、スイッチ、コネクタ、アミューズメント機器用部品・ユニット、汎用センサ、顔認識ソフトウェア、画像センシングコンポ、MEMSセンサ

(注) 車載事業を非継続事業に分類したことに伴い、2019年3月期(第82期)の電子部品事業の「セグメント間の内部売上高」の一部を「外部顧客に対する売上高」に組み替えて表示しています。

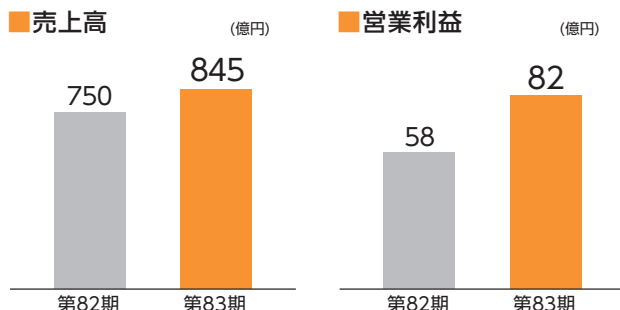


社会システム事業

SSB ソーシャルシステムズ・ソリューション&サービス・ビジネス

売上高構成比

12%



[駅務システム]



[交通管理・道路管理システム]

駅務システム事業や交通管制・道路管理システム事業の堅調な更新需要に対応して、顧客ニーズを踏まえたソリューション提案活動を実施しました。

売上高の増加や収益性の改善の結果、営業利益は前期比で大きく増加しました。

この結果、当部門の当期の売上高は、845億円(前期比12.6%増)、営業利益は、82億円(前期比41.9%増)となりました。

主要な事業内容

安心・安全・快適に生活し続ける豊かな社会の創造に向け、センシング&コントロール技術およびソフトウェア、メンテナンスのトータルサービスでソリューションを構築し、お客様とともににより良い社会づくりに貢献しています。

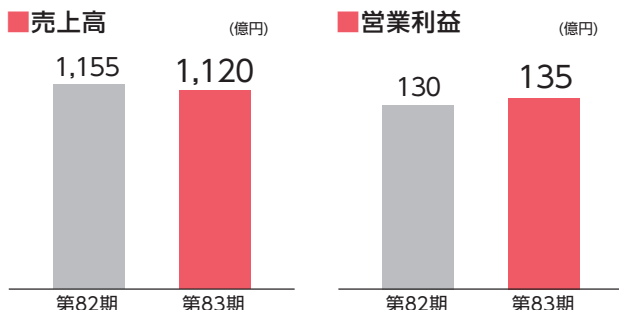
○駅務システム、交通管理・道路管理システム、カード決済ソリューション、安心・安全ソリューション、エネルギー管理事業、IoT（電源保護・データ保護）ソリューション、関連メンテナンス事業

ヘルスケア事業

HCB | ヘルスケアビジネス

売上高構成比

17%



[電子血圧計]



[ウェアラブル電子血圧計]

中国、欧州、アジアでの血圧計の需要は堅調に推移しました。一方、国内では消費税増税などにより需要が伸び悩み、北米では米中貿易摩擦による影響で需要が減少しました。また、第4四半期にはグローバルに新型コロナウイルス感染症の影響を受けました。これらに加えて、円高による為替の影響を受けて、売上高は前期比で減少しました。

為替の影響を受けながらも生産性向上と固定費の効率的な運用などにより、営業利益は前期比で増加しました。

この結果、当部門の当期の売上高は、1,120億円(前期比3.0%減)、営業利益は、135億円(前期比3.7%増)となりました。

主要な事業内容

家庭で測る身近なものから医療機器まで、生活習慣病の予防・改善、疾病管理に役立つ数多くの商品やサービスをグローバルに提供し、人々の健康とすこやかな生活への貢献をしています。データサービス事業においては、さまざまな健康・医療関連の他社アプリケーションとデータ連携が可能な「OMRON connect(オムロン コネクト)」を提供するとともに、コーポレートウェルネス、遠隔診療などのサービスを提供し、人々の健康管理をサポートしています。

- 電子血圧計、ネブライザ、低周波治療器、心電計、酸素発生器、電子体温計、体重体組成計、歩数計・活動量計、電動歯ブラシ、マッサージャ、血糖計、動脈硬化検査装置、内臓脂肪計

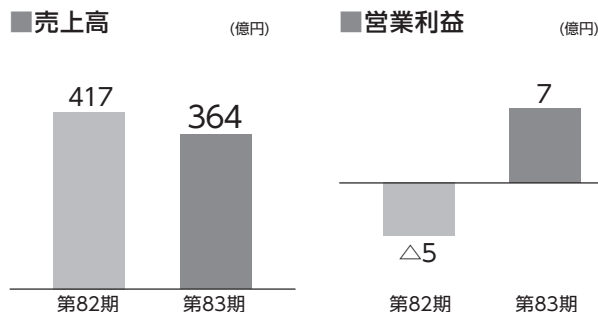


本社直轄事業(その他事業)

環境事業・バックライト事業

売上高構成比

5%



主要な事業内容

事業の育成・強化や新規事業の探索・育成を目的とした事業を、本社直轄で担当しています。

- 環境事業
ソーラーパワーコンディショナ、蓄電システム、電力量計測機器、電力保護機器
- バックライト事業
液晶用高品質バックライトユニット

環境事業は蓄電システムの需要の拡大を受けて好調に推移しました。バックライト事業は構造改革の実行により売上高は前期比で大きく減少しました。

環境事業の売上高の増加やバックライト事業の構造改革の効果などにより、営業利益は前期比で改善しました。

この結果、当部門の当期の売上高は、364億円(前期比12.7%減)、営業利益は、7億円となりました。

当社グループ(連結)の部門別売上高

部門	金額(百万円)	構成比(%)	前期比(%)
制御機器事業	352,762	52	90
電子部品事業	88,357	13	86
社会システム事業	84,501	12	113
ヘルスケア事業	111,999	17	97
本社直轄事業(その他事業)	36,428	5	87
本社他(消去調整含む)	3,933	1	73
合計	677,980	100	93

- (注) 1. 「本社直轄事業(その他事業)」には、環境事業、バックライト事業が含まれます。
 2. 「本社他(消去調整含む)」には、上記各部門に属さない子会社などが含まれます。
 3. 車載事業は、当期における日本電産株式会社グループへの譲渡に伴い、FASB会計基準書第205号-20「財務諸表の表示-非継続事業」に従い、連結損益計算書上、非継続事業として取り扱われるため、当社グループ(連結)の売上高および営業利益には当該事業の売上高および営業利益は、含まれていません。

[2] 設備投資の状況

当社グループでは、将来の成長に向けた生産設備の増強および拠点投資など、厳選した設備投資を行いました。その結果、当期の設備投資

額は367億70百万円(前期比12.2%減)となりました。

部門別の設備投資金額はつぎの通りです。

部 門	金 額(百万円)
制 御 機 器 事 業	4,812
電 子 部 品 事 業	5,940
社 会 シ ス テ ム 事 業	2,180
ヘルスケア事業	5,961
本社直轄事業（その他事業）	857
本社他（消去調整含む）	13,360
継 続 事 業 計	33,110
非 継 続 事 業	3,660
合 計	36,770

(注) 1. 「本社直轄事業(その他事業)」には、環境事業、バックライト事業が含まれます。

2. 「本社他(消去調整含む)」には、本社機能部門および上記各部門に属さない子会社などが含まれます。

3. 当期における日本電産株式会社グループへの譲渡に伴い、FASB会計基準書第205号-20「財務諸表の表示-非継続事業」に従い、車載事業を非継続事業に分類しています。

[3] 資金調達の状況

当期は、運転資金や設備投資など事業活動に必要な資金において、グループ内部資金の効

率活用を行い、期中を通じて重要な外部資金調達を実行していません。

[4] 対処すべき課題

サマリー(要旨)

当社グループは、VG2020の最終ステージである中期経営計画VG2.0（以下、VG2.0）を2017年度よりスタートしました。VG2.0全社方針を「技術の進化を起点に、イノベーションを創造し、自走的成長を実現」とし、コア技術である「センシング&コントロール+Think」を進化させ続け、技術革新をベースに新たなソーシャルニーズを創造することで、持続的な成長を目指していきます。

【当期(2019年度)の結果】

当期(2019年度)は、「逆風下で、したたかに“自走的な成長構造の確立”を進める。『収益力』『成長力』『変化対応力』の強化」を基本方針に掲げて取り組みました。米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて当期業績は減収減益になりましたが、直近の見通しを大きく上回って達成しました。

1. 成長力の強化

VG2.0前半の2年間(2017～2018年度)で構築した商品力、技術力、事業インフラなどの資産を成果に結びつける取り組みを加速しました。

2. 収益力の強化

減収の中でも売上総利益率は向上しました。また、経理、人事、総務業務の集約による標準化、間接材の集中購買、物流インフラの見直しなどを行い、固定費の効率化を実現しました。

3. 変化対応力の強化

事業ポートフォリオの最適化を進め、ファクトリーオートメーション、ヘルスケア、ソーシャルソリューションの3事業と、これらを支えるデバイス/モジュール事業に集中します。これに伴い、車載事業の売却とバックライト事業の収束を実行しました。

【新型コロナウイルス感染症に対する取り組み】

新型コロナウイルス感染症に対しては社員の健康と安全の確保を最優先しながら、顧客への供給責任と社会的責任を果たしていきます。事業をとりまく外部のマクロ要因に大きく左右されない自立的成長構造の確立をさらに確かなものとするため、電子部品事業における構造改革、全社ITインフラ投資の継続、コロナショック後の新たな社会的課題を見据えた取り組みなどを強化していきます。

【次期(2020年度)の計画】

次期(2020年度)は新型コロナウイルス感染症対策と収益確保を最優先した有事モードで運営します。今回のコロナショックで様々な社会変革が加速する中で、終息後の新たな社会的課題の解決に向けた取り組みを加速していきます。4月の決算発表時点では2020年度の計画の公表を控えていましたが、7月末までには発表できる見通しです。

本文

当社グループは、2011年にスタートした10年間の長期ビジョン「Value Generation 2020」(以下、VG2020)に基づき、「質量兼備の地球価値創造企業」を目指した経営を推進しています。その中で、VG2020の最終ステージである中期経営計画VG2.0(以下、VG2.0)を2017年度よりスタートしました。

当社グループがVG2.0において捉えた労働力不足、少子高齢化、気候変動などの社会的課題は年々顕在化しています。当社グループでは、VG2.0全社方針を「技術の進化を起点に、イノベーションを創造し、自走的成長を実現」とし、コア技術である「センシング&コントロール+Think」を進化させ続け、技術革新をベースに新たなソーシャルニーズを創造することで、持続的な成長を目指していきます。

【当期(2019年度)の結果】

VG2.0の3年目である当期は、「逆風下で、したたかに“自走的な成長構造の確立”を進める。『収益力』『成長力』『変化対応力』の強化」を基本方針に掲げて取り組みました。

当期は、売上高8,300億円、営業利益650億円、売上総利益率(GP率)42%を期初の目標に掲げました。その後、2019年4月に車載事業の株式等譲渡を発表したことに伴い、通期見通しを車載事業を除く継続事業の売上高7,090億円、営業利益575億円、GP率45.5%に修正しました。車載事業を株式等譲渡した目的は、同事業が大変革期にある自動車産業の

中で発展し生き残っていくためであると同時に、当社の事業ポートフォリオをより強化し、絞り込まれた事業領域に対して経営リソースを集中させ、競争戦略と成長戦略を加速させることにあります。

その後、2019年10月には、米中貿易摩擦による事業環境の悪化を受け、売上高6,700億円、営業利益450億円、GP率44.5%に改めて修正しました。2020年1月以降に新型コロナウイルス感染症の拡大によるマイナス影響を受けましたが、結果は、売上高6,780億円、営業利益548億円、GP率44.8%と、見通しを大きく上回って達成することができました。

基本方針に掲げた「成長力」「収益力」「変化対応力」強化の取り組みも着実に進捗させました。具体的には次に述べる通りです。

1.成長力の強化

VG2.0前半の2年間(2017~2018年度)で構築した商品力、技術力、事業インフラなどの資産を成果に結びつける取り組みを加速しました。

具体的には制御機器事業では、***i-Automation!***(*を推進、加速しています。そのために、製造現場の課題をお客様とともに解決する拠点である、オートメーションセンタをグローバルで37拠点まで拡大しました。2020年1月には、世界最大のオートメーションセンタをATC-TOKYOとして東京の品川に開設し、東京という立地を活かして、世界中のお客様の経営トップや工場長を招待し、お客様との共創を実現しています。また、共創によるソリューションを具現化するアプ

リケーションエンジニアの人員数を2割増強し、お客様の課題を解決する力を強化しています。

ヘルスケア事業では、重篤な循環器疾患イベントをなくすことを目指し、革新的なデバイスによるソリューション展開を進めています。血圧を常時計測できる世界初となる腕時計型の「ウェアラブル血圧計」を日米欧で発売し、また、血圧と心電の同時計測を実現する「心電計付き血圧計」を米国で発売しました。いずれの製品も米国のFDA (Food and Drug Administration/アメリカ食品医薬品局)をはじめとする医療機器認証を取得した世界初の商品です。今後、グローバルでの販売拡大を見込んでいます。

また、再生可能エネルギー領域においては、環境事業が持つソーラーパワーコンディショナや蓄電システムを中心とする商品力と、社会システム事業が持つエンジニアリング力、24時間365日対応できる保守サービスを掛け合わせることで、エネルギーマネジメントにおけるトータルソリューションを提案できる体制を構築しました。

2. 収益力の強化

売上高が減少する中でもGP率は向上しており、稼ぐ力は確実に高まっています。これは、ソリューション提案による単価アップや競争力の高い新商品の上市、変動費や製造固定費削減など生販開企が一体となって取り組んだ結果です。例えば、電子部品事業では、拠点の統廃合や生産ライン集約によって、製造固定費の効率化を図りました。

また、本社機能部門では、法人・拠点の集約を進めると同時に、各社が保有していた経理、人事、総務などの業務集約による標準化、日

本・中国を中心とした間接材の集中購買によるコストダウン、グローバルでの物流インフラの見直しなどを行い、固定費の効率化を実現しました。

3. 変化対応力の強化

当社グループは、今後の事業環境の変化を見据えて、事業ポートフォリオの最適化を進めてきました。具体的には、基幹商品やサービスの多くに参入障壁があり、高いシェアを持っている、ファクトリーオートメーション、ヘルスケア、ソーシャルソリューションの3事業と、これらを支えるデバイス/モジュール事業に経営リソースを集中させることを決心しました。これに伴い、長期的な競争優位構築を目指して車載事業の売却とバックライト事業の収束を実行しました。

【新型コロナウイルス感染症に対する取り組み】

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の発生後間もない1月下旬に対策本部を立ち上げ、社員の安全確保と事業継続に向けた対策をいち早く開始しました。その後、対策本部は代表取締役社長を本部長として、世界中に展開する当社グループ各社と連携し、社員の健康と安全の確保を最優先として、規制地域に勤務する社員に対する支援物資の手配や在宅勤務の拡充などに取り組んでいます。生産面では、感染症が拡大を始めた今年1月以降、中国、イタリア、アメリカの生産拠点が生産停止を余儀なくされました。日本をはじめとする他地域の拠点でも、生産部材や人員の確保などが滞り稼働率が下がりましたが、現在は生産拠点はおおむね通常稼働に回復することができています。引き続き

社員の安全・安心を最優先に確保したうえで、顧客への供給責任と社会的責任を果たすべく事業継続に取り組んでいきます。

期中に拡大した米中貿易摩擦やコロナショックなどに起因する事業環境悪化の影響を受けたとはいえ、売上高が前年を下回ったことは、自走的成長構造の確立が道半ばであることを表しています。例えば事業別では、電子部品事業は事業環境の影響を受け、大きく売上と利益が減少しており、構造改革の継続が必要です。また、全社ではデジタルイゼーションを見据えたITインフラ投資を継続し、将来を見据えた強固な事業基盤の構築を進めています。

【次期(2020年度)の計画】

2020年度は長期ビジョンVG2020の最終年度であり、ビジョン実現に向けた取り組みを完遂する年度です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、その対策と収益確保を最優先した有事モードで運営します。具体的には、社員の安全確保と感染症の拡大防止を徹底したうえで顧客への製品の供給責任を果たしていきます。また、年間200億円規模の固定費削減を前提とした計画を4月からスタートし、収益確保を実現します。

同時に、コロナショック後の新たな社会的課題を見据え、VG2020期間で積み上げてきた強い財務基盤を活用した投資を継続していきます。今回のコロナショックによって、人の価値観や産業構造が変化し、様々な社会変革が加速します。新たな社会的課題が生まれ、ビジネスチャ

ンスが拡大する可能性があります。オムロンは、3つの注力ドメインでコロナショック後のビジネスチャンスを見据えた取り組みを加速していきます。例えば、ファクトリーオートメーション領域では医療品・食料品の安心・安全を支えるトレーサビリティ、次世代の社会インフラである5Gの普及、ヘルスケア領域では遠隔医療サービスを中心に社会的課題を解決し、成長につなげてまいります。また、ソーシャルソリューション領域では、社会システム事業と環境事業の統合によって、エネルギーマネジメントをはじめとするレジリエントな社会の実現に貢献していきます。

なお、4月の決算発表時点では、新型コロナウイルス感染症が事業に及ぼす影響を見通すことが困難なため、2020年度の計画の公表を控えていましたが、7月末までには発表できる見通しです。

(*) *i-Automation!*・・・当社は、製造業のモノづくり現場を革新するコンセプトを*i-Automation!*と呼び、次の3つの「!」からなるオートメーションの進化によって製造現場の生産性を飛躍的に高め、付加価値の高いモノづくりの実現を目指しています。「integrated(制御進化)」は、これまで熟練工に頼っていた匠の技を、誰もが簡単に実現できるよう、オートメーション技術を進化させます。「intelligent(知能化)」は、幅広い制御機器とAIを活用し、機械が自ら学習して状態を保全するなど、進化し続ける装置や生産ラインを実現します。「interactive(人と機械の新しい協調)」は、同じワークスペースで人と機械が共に動き、機械が人の動きや考えを理解しアシストするなど、人と機械の新しい協調関係を提供します。

[5] 財産および損益の状況の推移

当社グループ(連結)の財産および損益の状況の推移

(単位:百万円)

区 分	期 別		第79期	第80期	第81期	第82期	第83期
			(2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高			833,604	794,201	732,306	732,581	677,980
営業利益			62,287	68,529	76,987	67,254	54,760
継続事業税引前当期純利益			65,686	65,492	75,133	65,912	51,836
当社株主に帰属する当期純利益			47,290	45,987	63,159	54,323	74,895
基本的1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益			218円95銭	215円09銭	296円85銭	260円78銭	365円26銭
総資産			683,325	697,701	744,952	749,878	758,124
株主資本			444,718	469,029	505,530	504,212	530,415
1株当たり株主資本			2,079円98銭	2,193円72銭	2,400円37銭	2,455円24銭	2,626円62銭
株主資本当社株主に帰属する 当期純利益率(ROE)			10.1%	10.1%	13.0%	10.8%	14.5%

(注) 1. 当社の連結計算書類は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しています。

なお、「営業利益」は「売上総利益」から「販売費及び一般管理費」、「試験研究開発費」を控除したものを表示しています。

2. 当期における日本電産株式会社グループへの譲渡に伴い、FASB会計基準書第205号-20「財務諸表の表示-非継続事業」に従い、車載事業を非継続事業に分類し、当該事業の損益は連結損益計算書において区分表示しています。これに伴い、第81期および第82期の数値を組み替えています。

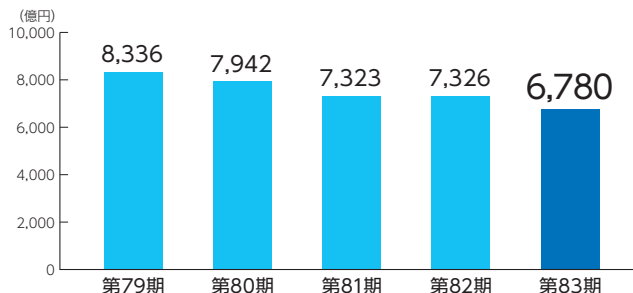
当社(単独)の財産および損益の状況の推移

(単位:百万円)

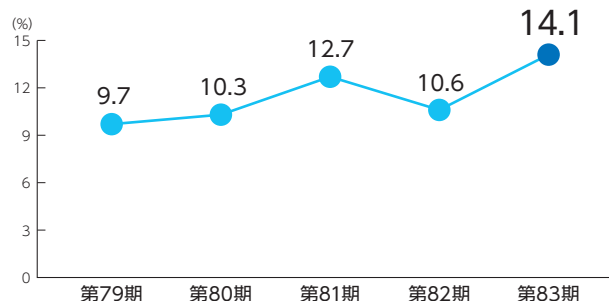
区 分	期 別		第79期	第80期	第81期	第82期	第83期
			(2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高			263,593	269,083	320,048	324,908	295,651
経常利益			34,993	41,963	38,275	49,135	28,122
当期純利益			32,659	29,652	30,458	45,017	79,376
1株当たり当期純利益			151円21銭	138円69銭	143円15銭	216円11銭	387円12銭
総資産			427,278	448,158	485,113	464,405	510,158
純資産			249,743	260,124	257,956	259,824	302,811
1株当たり純資産			1,167円90銭	1,216円64銭	1,224円83銭	1,265円20銭	1,499円52銭

○連結業績推移グラフ

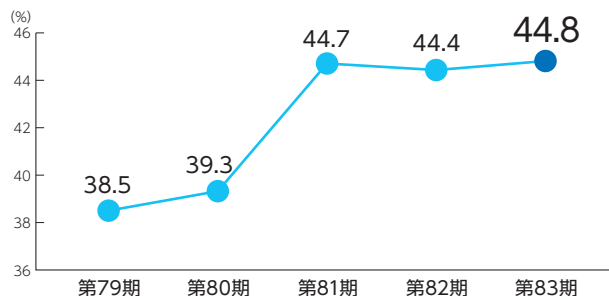
■売上高



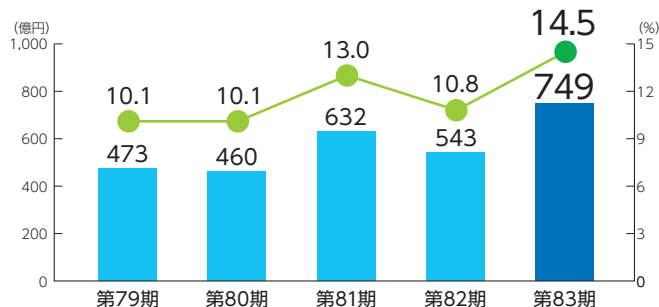
■投下資本利益率 (ROIC)



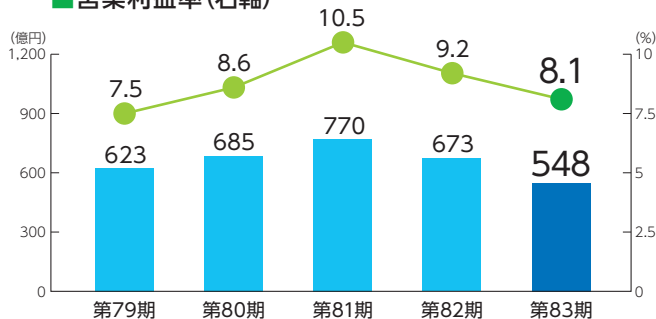
■売上総利益率



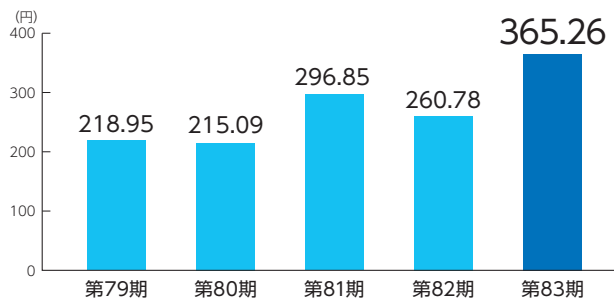
■当社株主に帰属する当期純利益 (左軸) ■株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 (ROE) (右軸)



■営業利益 (左軸) ■営業利益率 (右軸)



■基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (EPS)



(注) 当期における日本電産株式会社グループへの譲渡に伴い、FASB会計基準書第205号-20「財務諸表の表示-非継続事業」に従い、車載事業を非継続事業に分類し、当該事業の損益は連結損益計算書において区分表示しています。これに伴い、第81期および第82期の数値を組み替えています。

[6] 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

部門	会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
制御機器事業	オムロン関西制御機器株式会社	310百万円	100.0	工場自動化用制御機器の販売
電子部品事業	オムロンリレーアンドデバイス株式会社	300百万円	100.0	家電・通信用電子部品事業
社会システム事業	オムロンソーシャルソリューションズ株式会社	5,000百万円	100.0	社会システム事業
ヘルスケア事業	オムロンヘルスケア株式会社	5,021百万円	100.0	健康・医療機器事業
本社他	OMRON MANAGEMENT CENTER OF AMERICA, INC.	6,891千米ドル	100.0	米州における地域統轄
本社他および制御機器事業	OMRON EUROPE B.V.	16,883千ユーロ	100.0	欧州における地域統轄および工場自動化用制御機器事業の統轄
本社他	OMRON (CHINA) CO., LTD.	1,468,771千中国元	100.0	中国における地域統轄
本社他および制御機器事業	OMRON ASIA PACIFIC PTE. LTD.	47,888千シンガポールドル	100.0	東南アジアにおける地域統轄および工場自動化用制御機器事業の統轄
本社他および制御機器事業	OMRON ELECTRONICS KOREA CO., LTD.	950,000千韓国ウォン	100.0	韓国における地域統轄および工場自動化用制御機器事業の統轄

上記を含め、連結子会社数は129社、持分法適用関連会社数は19社です。

非連結子会社および持分法非適用関連会社はありません。

(注) オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社は、当期における日本電産株式会社への株式譲渡により、重要な子会社から外れました。

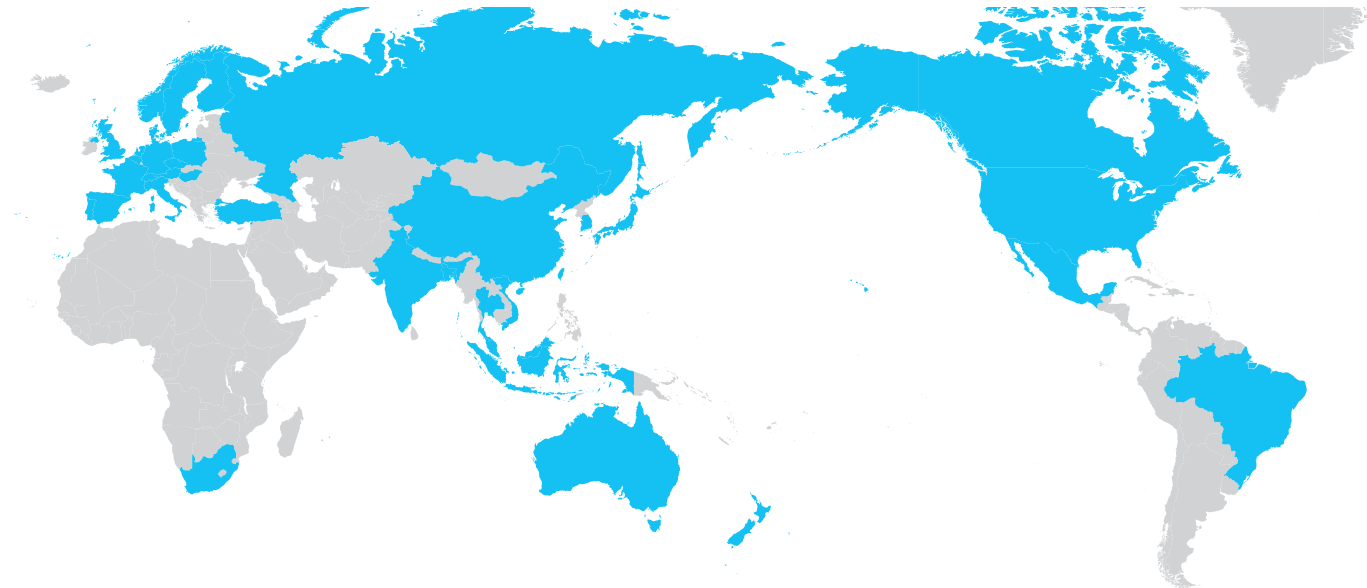
[7] 主要な事業所等

(2020年3月31日現在)

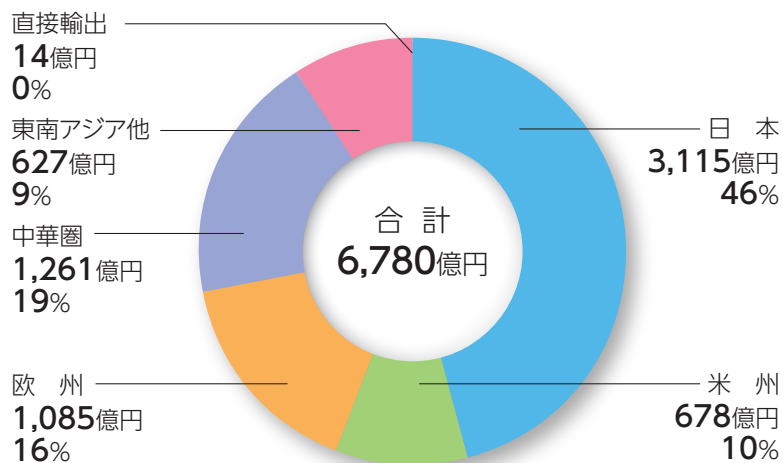
当社	本社(本店) 東京事業所(支店)	京都市下京区 東京都港区
	事業所	名古屋事業所(名古屋市西区)、野洲事業所(滋賀県野洲市)、草津事業所(滋賀県草津市)、綾部事業所(京都府綾部市)、桂川事業所(京都府向日市)、大阪事業所(大阪市北区)
	研究所	京阪奈イノベーションセンタ(京都府木津川市)
子会社	日本	オムロン関西制御機器株式会社(大阪市北区) オムロンリレーアンドデバイス株式会社(熊本県山鹿市) オムロンソーシャルソリューションズ株式会社(東京都港区) オムロンヘルスケア株式会社(京都府向日市)
	海外	OMRON MANAGEMENT CENTER OF AMERICA, INC. (アメリカ イリノイ) OMRON EUROPE B.V. (オランダ ホッフドルフ) OMRON (CHINA) CO., LTD. (中国 北京) OMRON ASIA PACIFIC PTE. LTD. (シンガポール) OMRON ELECTRONICS KOREA CO., LTD. (韓国 ソウル)

(注) オムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社(愛知県小牧市)は、当期における日本電産株式会社への株式譲渡により、主要な事業所等から外れました。

■ 当社グループの拠点展開国・地域



○ 地域別連結売上高構成比



(注) 日本以外の区分に属する主な国または地域
 (1) 米州……米国・カナダ・ブラジル
 (2) 欧州……オランダ・英国・ドイツ・フランス・イタリア・スペイン
 (3) 中華圏……中国・香港・台湾
 (4) 東南アジア他……シンガポール・韓国・インド・豪州

[8] 従業員の状況

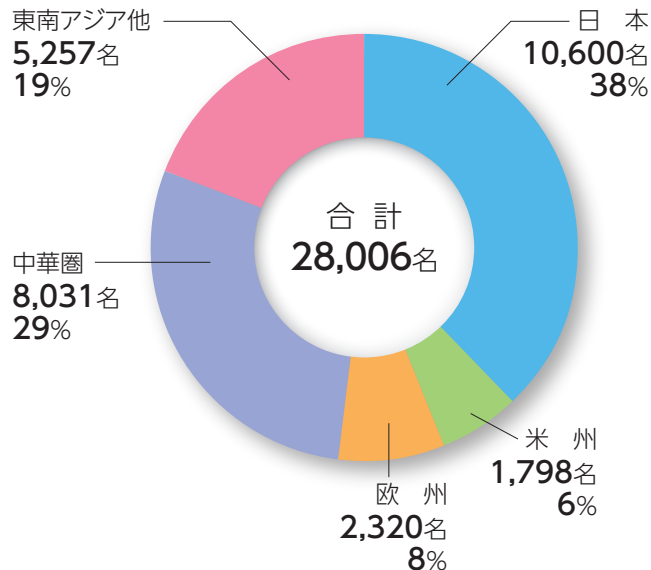
当社グループ(連結)の従業員の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
28,006名	7,084名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます)を記載しています。
 2. 従業員数の前期末比減少の主な理由は、車載事業を当期において日本電産株式会社グループへ譲渡したことによるものです。

○当社グループ(連結)の従業員のエリア別の状況



- (注) 日本以外の区分に属する主な国または地域
 (1) 米州……米国・カナダ・ブラジル
 (2) 欧州……オランダ・英国・ドイツ・フランス・イタリア・スペイン
 (3) 中華圏……中国・香港・台湾
 (4) 東南アジア他……シンガポール・韓国・インド・豪州

[9] 主要な借入先

当期末において主要な借入先はありません。

[10] その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、2019年10月29日開催の取締役会において、環境事業を会社分割の方法により当社の連結子会社であるオムロンソーシャルソリューションズ株式会社(以下、OSSといいます)に承継させること(以下、本会社分割といいます)について決議し、同年12月25日に吸収分割契約を締結しました。

当社グループの注力ドメインのひとつであるソーシャルソリューションドメインにおけるさらなる成長を目的に、環境事業とOSS事業とを統合し、両事業の戦略・運営の一体化を図り、事業機会を確実に捉え、一層の事業拡大を目指します。

1. 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、OSSを承継会社とする吸収分割方式*

※会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割の要件を満たすため、当社の株主総会の承認決議を経ずに本会社分割を行いました。

2. 本会社分割に係る株式その他の金銭等の割当ての有無 無し

3. 本会社分割の効力発生日 2020年4月1日

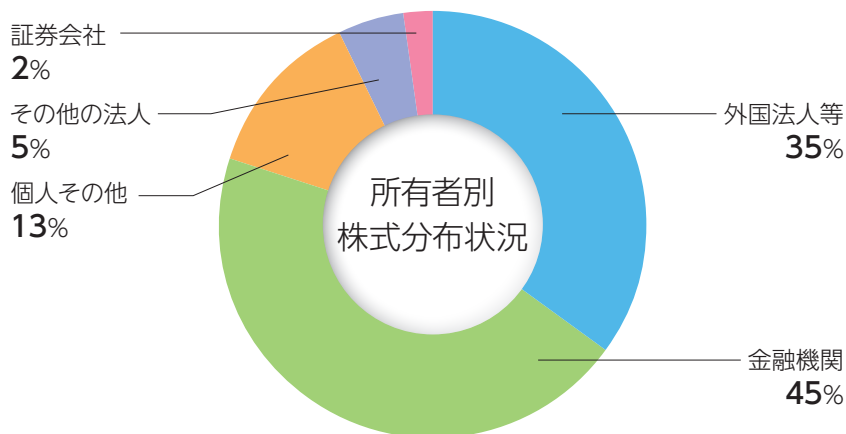
2 | 当社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

[1] 発行可能株式総数	487,000,000株
[2] 発行済株式の総数	206,244,872株 (自己株式3,545,506株を含む)
[3] 株主数	32,238名
[4] 大株主の状況(上位10名)	

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	30,354	14.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,473	7.14
株式会社京都銀行	7,069	3.48
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	6,264	3.09
株式会社三菱UFJ銀行	5,143	2.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	4,661	2.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,652	1.80
日本生命保険相互会社	3,640	1.79
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,311	1.63
オムロン従業員持株会	3,025	1.49

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。
2. 当社は、自己株式3,546千株(発行済株式総数に対する割合1.71%)を保有していますが、上記大株主から除外しています。
 3. 2019年4月1日付で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年3月25日現在の同社グループ4社が保有する当社株式は18,749千株(発行済株式総数に対する割合8.76%)である旨が記載されています。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主に含めていません。
 4. 2019年4月5日付で、みずほ証券株式会社から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年3月29日現在の同社グループ2社が保有する当社株式は10,149千株(発行済株式総数に対する割合4.74%)である旨が記載されています。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主に含めていません。
 5. 2019年8月21日付で、野村證券株式会社から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年8月15日現在の同社グループ2社が保有する当社株式は16,879千株(発行済株式総数に対する割合7.89%)である旨が記載されています。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主に含めていません。
 6. 2019年8月21日付で、三井住友信託銀行株式会社から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2019年8月15日現在の同社グループ2社が保有する当社株式は14,945千株(発行済株式総数に対する割合6.99%)である旨が記載されています。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主に含めていません。
 7. 2020年3月19日付で、ブラックロック・ジャパン株式会社から提出され、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2020年3月13日現在の同社グループ7社が保有する当社株式は11,985千株(発行済株式総数に対する割合5.81%)である旨が記載されています。ただし、当社として同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主に含めていません。

[5] 株式分布状況



(注) 1. 所有者には、単元未満株式のみ所有の株主は除きます。
 2. 当期末における株主名簿中の自己株式(単元)3,545,500株は「個人その他」に含めています。

[6] その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年10月29日の取締役会決議に基づき、つぎの通り、自己株式を消却しました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	7,713,300株
消却した日	2019年11月29日

3 | 当社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4 | 当社の取締役および監査役に関する事項

[1] 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
取締役会長	立石文雄	取締役会議長 社長指名諮問委員会委員
代表取締役	山田義仁	社長 CEO
代表取締役	宮田喜一郎	執行役員専務 CTO 兼 技術・知財本部長 兼 イノベーション推進本部長 人事諮問委員会委員
取締役	日戸興史	執行役員専務 CFO 兼 グローバル戦略本部長 報酬諮問委員会委員
取締役	安藤 聡	人事諮問委員会副委員長 社長指名諮問委員会副委員長 報酬諮問委員会副委員長
社外取締役	小林 栄三	社外役員 独立役員 人事諮問委員会委員長 社長指名諮問委員会委員長 コーポレート・ガバナンス委員会委員長 報酬諮問委員会委員 伊藤忠商事株式会社 特別理事 (2020年3月退任) 日本航空株式会社 社外取締役 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 日本ベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 公益財団法人伊藤忠記念財団 理事長
社外取締役	西川久仁子	社外役員 独立役員 報酬諮問委員会委員長 コーポレート・ガバナンス委員会副委員長 人事諮問委員会委員 社長指名諮問委員会委員 株式会社ファーストスター・ヘルスケア 代表取締役社長 株式会社FRONTEOヘルスケア 代表取締役社長 (2019年9月退任) AIGジャパン・ホールディングス株式会社 社外監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
社 外 取 締 役	上 釜 健 宏 社外役員 独立役員	人事諮問委員会委員 社長指名諮問委員会委員 報酬諮問委員会委員 コーポレート・ガバナンス委員会委員 TDK株式会社 ミッションエグゼクティブ ヤマハ発動機株式会社 社外取締役 ソフトバンク株式会社 社外取締役

地 位	氏 名	重要な兼職の状況等
常 勤 監 査 役	近 藤 喜 一 郎	
常 勤 監 査 役	吉 川 浄	
社 外 監 査 役	内 山 英 世 社外役員 独立役員	コーポレート・ガバナンス委員会委員 朝日税理士法人 顧問 公認会計士 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役(2019年6月 社外監査役退任) エーザイ株式会社 社外取締役
社 外 監 査 役	國 廣 正 社外役員 独立役員	コーポレート・ガバナンス委員会委員 国広総合法律事務所 パートナー弁護士 三菱商事株式会社 社外監査役 LINE株式会社 社外取締役 東京海上日動火災保険株式会社 社外取締役

- (注) 1. 社外取締役小林栄三氏、西川久仁子氏および上釜健宏氏、社外監査役内山英世氏および國廣正氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。なお、「社外役員の独立性に関する当社の考え方」に関しては、18ページをご参照ください。
2. 小林栄三氏は、伊藤忠商事株式会社の特別理事(2020年3月退任)であり、当社グループと同社グループとの間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満です。また同氏は、日本ベンチャーキャピタル株式会社の社外取締役を兼任しており、当社は同社発行済株式の総数の1.21%を保有しています。
3. 上釜健宏氏は、TDK株式会社のミッションエグゼクティブであり、当社グループと同社グループとの間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満です。同氏は、ヤマハ発動機株式会社の社外取締役を兼任しており、当社グループと同社グループとの間には製品の販売等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満です。同氏は、ソフトバンク株式会社の社外取締役を兼任しており、当社グループと同社グループとの間には製品の業務委託等の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満です。
4. 内山英世氏は、SOMPOホールディングス株式会社の社外取締役を兼任しており、当社グループと同社グループとの間には保険の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満です。
5. 國廣正氏は、東京海上日動火災保険株式会社の社外取締役を兼任しており、当社グループと同社グループとの間には保険の取引関係がありますが、その取引額の割合は当社グループおよび同社グループの連結売上高の1%未満です。
6. その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。
7. 小林栄三氏は、2020年3月31日付けで、伊藤忠商事株式会社の特別理事を退任し、4月1日付けで、同社の名誉理事に就任しています。
8. 常勤監査役近藤喜一郎氏は、金融機関での勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 内山英世氏は、公認会計士として監査法人での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
10. 当期中の監査役の異動はつぎの通りです。

【就任】2019年6月18日開催の第82期定時株主総会において、新たに吉川浄氏は監査役に選任され、就任いたしました。

【退任】2019年6月18日開催の第82期定時株主総会の終結の時をもって、川島時夫氏は監査役を任期満了により退任いたしました。

11. 2020年4月1日現在の執行役員は、つぎの通りです。

地 位	氏 名	担 当
※ 社 長	山 田 義 仁	CEO
執行役員副社長	宮 永 裕	インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー社長
※ 執行役員専務	宮 田 喜一郎	CTO 兼 技術・知財本部長 兼 イノベーション推進本部長
※ 執行役員専務	日 戸 興 史	CFO 兼 グローバル戦略本部長
執行役員常務	行 本 閑 人	エレクトロニック&メカニカルコンポーネンツビジネスカンパニー社長 兼 事業開発本部長
執行役員常務	細 井 俊 夫	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 代表取締役社長
執行役員常務	荻 野 勲	オムロンヘルスケア株式会社 代表取締役社長
執行役員常務	ナイジェル・ブレイクウェイ (Mr. Nigel Blakeway)	オムロンマネジメントセンターオブアメリカ 会長 兼 CEO 兼 オムロンマネジメントセンターオブヨーロッパ 会長 兼 オムロンマネジメントセンターオブアジアパシフィック 会長
執行役員常務	衣 川 正 吾	インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー オムロンヨーロッパ CEO
執行役員常務	富 田 雅 彦	グローバル人財総務本部長
執行役員常務	辻 永 順 太	インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー 商品事業本部長
執行役員	大 場 合 志	オムロンインダストリアルオートメーション(中国)有限公司 会長 兼 社長
執行役員	大 上 高 充	グローバル理財本部長
執行役員	北 川 尚	取締役室長
執行役員	玉 置 秀 司	グローバルリスクマネジメント・法務本部長
執行役員	太 田 誠	エレクトロニック&メカニカルコンポーネンツビジネスカンパニー 生産統轄本部長
執行役員	井 垣 勉	グローバルインベスター&ブランドコミュニケーション本部長
執行役員	徐 堅 (Ms. Jian Xu)	オムロン(中国)有限公司 社長
執行役員	江 田 憲 史	グローバル購買・品質本部長
執行役員	福 井 信 二	インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー 技術開発本部長
執行役員	久 保 雅 子	オムロンエキスパートリンク株式会社 代表取締役社長
執行役員	竹 田 誠 治	グローバル戦略本部 経営戦略部長
執行役員	立 石 泰 輔	オムロンソーシアルソリューションズ株式会社 エネルギーソリューション 事業本部長
執行役員	四 方 克 弘	オムロンフィールドエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
執行役員	ヴィレンドラ・シェラー (Mr. Virendra Shelar)	オムロンマネジメントセンターオブアジアパシフィック 社長 兼 グローバル人財総務本部 グローバル人財戦略部長
執行役員	山 本 真 之	インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー 企画室長
執行役員	ロバート・ブラック (Mr. Robert Black)	インダストリアルオートメーションビジネスカンパニー オムロンエレクトロ ニクス 社長 CEO 兼 COO

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しています。

[2] 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等の額またはその算定方法にかかる決定に関する方針

当社は取締役の報酬等について、判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しています。当社は「取締役報酬の方針」について、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により定めています。

各取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により決定した取締役報酬等の総額の範囲内で、当該方針等に基づく報酬諮問委員会の審議、答申を踏

まえ、取締役会の決議により決定しています。

また、各監査役の報酬の額は、監査役の協議により定めた「監査役報酬の方針」に基づき、株主総会の決議により決定した監査役報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

当社の「取締役報酬の方針」、「取締役報酬制度の概要」および「監査役報酬の方針」は次ページ以降に記載の通りです。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	人数(名)	基本報酬	短期業績連動報酬 (賞与)	中長期業績連動報酬 (業績連動型株式報酬)	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	8 (3)	325 (44)	105 (—)	162 (—)	592 (44)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	88 (24)	— (—)	— (—)	88 (24)
合計 (うち社外役員)	13 (5)	413 (68)	105 (—)	162 (—)	680 (68)

(注) 1. 2019年6月18日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に支給した報酬等を含んでいます。

2. 取締役の基本報酬総額の上限は、月額3,500万円(2000年6月27日 第63期定時株主総会決議)です。取締役の基本報酬の額は、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。なお、各取締役には報酬諮問委員会で審議・答申された個別の報酬額を配分しています。
3. 監査役の基本報酬総額の上限は、月額1,100万円(2018年6月19日 第81期定時株主総会決議)です。監査役の基本報酬の額は、監査役会における監査役の協議により決定しています。
4. 取締役の賞与総額の上限は、年額6億円(2018年6月19日 第81期定時株主総会決議)です。取締役の賞与の額は、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。なお、各取締役には報酬諮問委員会で審議・答申された個別の報酬額を配分しています。
5. 業績連動型株式報酬は、2017年6月22日開催の第80期定時株主総会において、中期経営計画の対象となる4事業年度において当社が拠出する金員の上限を24億円、対象者に対して交付およびその売却代金が給付(以下「交付等」という。)される株式数の上限を600,000株として決議されています。業績連動型株式報酬は、所定の算定式で算出するポイントを取締役に対して付与し、予め定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式の交付等を信託から行うものですが、上記業績連動型株式報酬の額は当事業年度中に付与されたポイントに係る費用計上額です。
6. 取締役としての報酬等のほかに使用人分給与を受けている取締役はおりません。

取締役報酬の方針

① 基本方針

- ・ 企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。
- ・ 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

② 報酬構成

- ・ 取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成する。
- ・ 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

③ 基本報酬

- ・ 基本報酬額は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し役割に応じて決定する。

④ 業績連動報酬

- ・ 短期業績連動報酬として、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を支給する。
- ・ 中長期業績連動報酬として、中期経営計画の達成度や企業価値(株式価値)の向上に連動する株式報酬を支給する。
- ・ 短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬の基準額は、役割に応じて定める報酬構成比率により決定する。

⑤ 報酬ガバナンス

- ・ 全ての取締役報酬は、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

取締役報酬制度の概要

(1) 報酬構成比率

取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績に応じて変動する「短期業績連動報酬(賞与)」および「中長期業績連動報酬(業績連動型株式報酬)」で構成しています。各業績連動報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役割に応じて決定しています。

基本報酬	:	短期業績連動報酬 (賞与)	:	中長期業績連動報酬 (業績連動型株式報酬)	=	1 : 1 : 1.5*
------	---	------------------	---	--------------------------	---	--------------

*代表取締役社長 CEOの場合 *各業績連動報酬の目標達成度等が全て100%と仮定した場合の比率です。

(2) 基本報酬

取締役に対して、固定報酬である基本報酬を支給します。基本報酬額は、外部専門機関の調査に基づく同業企業(報酬諮問委員会が定める同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の役員の基本報酬水準を参考に、役割に応じて決定しています。

(3) 短期業績連動報酬(賞与)

社外取締役を除く取締役に対して、短期業績連動報酬として、単年度の業績指標や目標達成度に連動する賞与を支給します。取締役賞与は、年間計画に基づき設定した営業利益、当期純利益およびROICの目標値に対する達成度等に応じ、0%~200%の範囲で変動します。

役員別の基準額	×	業績評価 (営業利益50%、当期純利益50%)	×	ROIC評価	=	短期業績連動報酬 (賞与)
---------	---	----------------------------	---	--------	---	------------------

(4) 中長期業績連動報酬(業績連動型株式報酬)

社外取締役を除く取締役に対して、中長期業績連動報酬として、株式報酬を支給します。株式報酬は、中期経営計画の達成度等に連動する業績連動部分(60%)と、中長期の株価向上への動機づけとリテンションを目的に一定期間の在籍を条件に支給する非業績連動部分(40%)により構成します。

業績連動部分の株式報酬は、中期経営計画に基づき設定した売上高、EPS、ROEの目標値に対する達成度、および第三者機関の調査に基づくサステナビリティ評価*等に応じ、0%~200%の範囲で変動します。

役員別の基準額	×	業績評価 (売上高30%、EPS70%)	×	ROE評価	×	サステナビリティ 評価	=	株式報酬 (業績連動部分)
---------	---	-------------------------	---	-------	---	----------------	---	------------------

なお、当株式報酬により交付した当社株式は、原則として在任期間中は保持し続ける事としています。また、取締役在任期間中に、会社に損害を及ぼす重大な不適切行為があった場合には、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により株式報酬の支給を制限します。

*サステナビリティ評価

Dow Jones Sustainability Indices(DJSI)に基づく評価。DJSIは長期的な株主価値向上の観点から、企業を経済・環境・社会の3つの側面で統合的に評価・選定するESGインデックス。

監査役報酬の方針

① 基本方針

- ・ 株主の負託を受けた監査役の職務遂行が可能な優秀な人材を登用できる報酬とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

② 報酬構成

- ・ 監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

③ 基本報酬

- ・ 基本報酬額は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し役割に応じて決定する。

④ 報酬ガバナンス

- ・ すべての監査役報酬は、監査役会における監査役の協議により決定する。

[3] 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

[[1]取締役および監査役の氏名等](40ページおよび41ページ)に記載の通りです。

② 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小林 栄三	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、グローバルに事業を展開する総合商社の経営者としての経験、見識から、特にポートフォリオマネジメント(経営資源配分)、資本効率向上の観点で監督機能を発揮しています。また、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長および報酬諮問委員会の委員を務めています。
	西川 久仁子	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、医療人材派遣企業の経営を経て起業した経営者としての経験、見識から、特に人財活用、情報システムの観点で監督機能を発揮しています。また、報酬諮問委員会の委員長、コーポレート・ガバナンス委員会の副委員長および人事諮問委員会、社長指名諮問委員会の委員を務めています。
	上釜 健宏	当期開催の取締役会13回すべてに出席し、グローバルに事業を展開する電子部品企業の経営者としての経験、見識から、特に技術経営、品質の観点で監督機能を発揮しています。また、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めています。
社外監査役	内山 英世	当期開催の取締役会13回すべてに、また監査役会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から特に財務、会計の観点で、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、社長CEOとの定期意見交換、取締役、執行役員等への定期ヒアリング、会計監査人との定期情報交換、国内および海外子会社への往査などを行っています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めています。
	國廣 正	当期開催の取締役会13回すべてに、また監査役会13回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から特に内部統制、リスク管理の観点で、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するために必要な発言を適宜行っています。監査役会で定めた監査方針、監査計画に従い、社長CEOとの定期意見交換、取締役、執行役員等への定期ヒアリング、海外子会社への往査などを行うとともに、リスク管理、危機管理について専門的な見地で幅広い範囲から発言を行っています。また、コーポレート・ガバナンス委員会の委員を務めています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款に社外取締役および社外監査役との責任限定契約に関する定めを設けています。当該定款の定めに基づき、当社は、社外取締役および社外監査役の全員と、会社法第423条第1項の

責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

5 | 当社の会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

[2] 当期にかかる会計監査人の報酬等の額

	区 分	報酬等(百万円)
①	当社および子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額	272
②	①合計額のうち、監査証明業務の対価として当社および子会社が支払うべき報酬等の合計額	272
③	②合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	218

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく財務諸表監査、四半期レビューおよび内部統制監査にかかる監査報酬額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分することができないため、③の金額には、これらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人および社内関係部門から説明を受けた当期の会計監査計画や、前期の監査実績、会計監査人の監査の遂行状況、報酬見積り等の算出根拠を確認し、審議した結果、適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意を行っています。

3. 当社の重要な連結子会社のうち、OMRON MANAGEMENT CENTER OF AMERICA, INC.、OMRON EUROPE B.V.、OMRON ASIA PACIFIC PTE. LTD.、OMRON (CHINA) CO., LTD.、OMRON ELECTRONICS KOREA CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

[3] 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)の内容

記載すべき事項はありません。

[4] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、つぎのいずれかにより会計監査人の解任または不再任を行います。

①監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案の内容を決定します。

②監査役会は会計監査人について会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6 | 当社の体制および方針

[1] 当社グループの企業理念

当社グループでは、1959年に創業者・立石一真が、社憲「われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう」を制定しました。その後、社憲の精神を企業理念へと進化させ、時代にあわせて改定しながら、事業発展の原動力また求心力として数々のイノベーションを生み出し、社会の発展と人々の生活の向上に貢献してきました。

当社グループでは、2020年度をゴールとした長期ビジョンVG2020のもとグローバル化を加速させており、世界の様々な社会的課題を解決することで企業価値向上を目指しています。この実現には、世界中の社員の誰もが企業理念の考え方を理解し、行動することがますます重要になってきており、現在、グローバルレベルで企業理念の実践を強化しています。

当社グループは、これからも企業理念の実践を通じて、企業の社会的責任を果たすとともに、持続的な企業価値の向上を目指します。

Our Mission (社憲)

われわれの働きで われわれの生活を向上し よりよい社会をつくりましょう

Our Values

私たちが大切にする価値観

- ・ **ソーシャルニーズの創造**
私たちは、世に先駆けて新たな価値を創造し続けます。
- ・ **絶えざるチャレンジ**
私たちは、失敗を恐れず情熱をもって挑戦し続けます。
- ・ **人間性の尊重**
私たちは、誠実であることを誇りとし、人間の可能性を信じ続けます。

[2] 当社グループの経営のスタンス

当社グループでは、すべてのステークホルダーに対して、事業を通じて企業理念を実践していくための経営の姿勢や考え方を示すものとして、以下の通り「経営のスタンス」を宣言しています。今後も時代や社会の要請に応じて進化させていきます。

経営のスタンス

私たちは、「企業は社会の公器である」との基本的考えのもと、企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上を目指します。

- 長期ビジョンを掲げ、事業を通じて社会的課題を解決します。
- 真のグローバル企業を目指し、公正かつ透明性の高い経営を実現します。
- すべてのステークホルダーと責任ある対話を行い、強固な信頼関係を構築します。

[3] 当社のコーポレート・ガバナンス

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスとは、「企業理念」および「経営のスタンス」に基づき、すべてのステークホルダーの支持を得て、持続的な企業価値の向上を実現するために、経営の透明性・公正性を高め、迅速な意思決定を行うとともに、監督から執行の現場までを有機的に連携させ、経営のスピードを速め、企業の競争力の強化を図るための仕組みであり、その仕組みを構築し機能させることです。

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社を選択しています。

取締役会は、取締役・監査役・執行役員を選任、取締役・執行役員の報酬の決定、および重要な業務

執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮し、持続的な企業価値の向上に努めています。

監査役会および監査役は、取締役の職務執行および取締役会の監督義務の履行状況について、適法性監査および妥当性監査を行い、企業の健全性を確保し、持続的な企業価値の向上に努めています。また、各監査役は監査役の独任制に基づき、単独で権限を行使することが可能であり、内部統制を強化させる重要な役割を果たしています。

さらに、取締役会の監督機能を強化するため、取締役会の傘下に任意の4つの委員会を設置しています。人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、報酬諮問委員会は、いずれの委員会も委員長は独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役としています。特に、社長指名諮問委員会は取締役会の監督機能上の最重要事項である社長の選任等に特化しています。加えてコーポレート・ガバナンスの向上を目的としたコーポレート・ガバナンス委員会は、委員長および委員の全員を独立社外取締役および独立社外監査役としています。これらの当社独自の工夫により、経営陣の意思決定に対する透明性と客観性を高める仕組みを構築し機能させています。

このように、監査役会設置会社として、指名委員会等設置会社のコーポレート・ガバナンス体制の優れた面を取り入れたハイブリッド型のコーポレート・ガバナンス体制は、当社にとって最適な体制であると考えています。

オムロン コーポレート・ガバナンス ポリシー

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方にに基づき、「オムロン コーポレート・ガバナンス ポリシー（以下、本ポリシーといいます）」を制定しています。本ポリシーは、1996年の経営人事諮問委員会の設置以降、当社が20年以上かけて築いてきたコーポレート・ガバナンスの取り組みおよび体制を体系化したものです。当社は、持続的な企業価値の向上を実現するために、これからもコーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組みます。

コーポレート・ガバナンスの取り組み(ご参考)

	1999年	2003年	2011年
社長	87年～ 立石義雄	03年～ 作田久男	11年～ 山田義仁
取締役会議長／CEO	社長が議長とCEOを兼務	03年～ 会長が議長／社長がCEO	
監督と執行の分離	取締役30名	99年 定款に定める取締役員数を10名以内に改定	17年～ 取締役の役位を廃止*
		99年 執行役員制度を導入	17年～ 社長を執行役員の役位に変更
アドバイザー・ボード	99年 アドバイザー・ボード		
社外取締役		01年1名 03年～ 2名 (取締役7名)	15年～ 3名 (取締役8名)
社外監査役	98年1名 99年～ 2名	03年～ 3名 (監査役4名)	11年～ 2名 (監査役4名)
諮問委員会など	96年～ 経営人事諮問委員会	00年～ 人事諮問委員会	
		03年～ 報酬諮問委員会	
			06年～ 社長指名諮問委員会
			08年～ コーポレート・ガバナンス委員会
企業理念	1959年 社憲制定	90年制定 98年改定	06年改定 15年改定
オムロン コーポレート・ガバナンス・ポリシー			15年制定

* 取締役会長を除く

[機関設計]

会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択します。また、取締役会の機能を補完するため、人事諮問委員会、社長指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、監査役会設置会社に指名委員会等設置会社の優れた面も取り入れたハイブリッド型の機関設計を構築するとともに機能させます。

〔取締役会の役割・責務〕

取締役会は、受託者責任を認識し、適切な権限行使を行い、持続的な企業価値の向上に責任を負います。

- ・取締役会は、上記の責任を果たすため、取締役・監査役・執行役員の選任、取締役・執行役員の報酬の決定、および重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保します。
- ・取締役会は、監査役または会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立します。

〔取締役会の構成〕

- ・監督と執行を分離し、取締役の過半数を、業務執行を行わない取締役によって構成します。
- ・取締役会における独立社外取締役の割合は、3分の1以上とします。
- ・取締役会の傘下に、取締役・監査役・執行役員の人事に関する人事諮問委員会、取締役・執行役員の報酬に関する報酬諮問委員会を設置します。また、監督機能上の最重要事項である社長の選任等に特化した、社長指名諮問委員会を設置します。
- ・人事諮問委員会、報酬諮問委員会、社長指名諮問委員会の委員長はいずれも独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締役とします。
- ・コーポレート・ガバナンスの向上を目的に、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、委員長および委員は独立社外取締役および独立社外監査役とします。
- ・筆頭独立社外取締役は、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長を務めます。

〔取締役会議長〕

- ・取締役の監督機能を明確にするため、取締役会議長は代表権を持たない取締役会長が務めます。
- ・取締役会長は業務執行を行いません。
- ・取締役会議長は、取締役会の議論が自由闊達で建設的な議論になるよう努めます。

〔 諮問委員会等 〕

(1)人事諮問委員会

人事諮問委員会は、その規程に基づき、取締役・監査役・執行役員の候補者の決定に対する透明性・客観性・適時性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的とします。

- ・人事諮問委員会は、取締役・監査役・執行役員の選任基準について、審議のうえ定めます。
- ・人事諮問委員会は、グローバルでの成長、競争力強化、著しいビジネス環境の変化に迅速に対応するために、取締役・監査役・執行役員の多様化に努めます。
- ・人事諮問委員会は、取締役会議長による各取締役との面談の報告を受け、各取締役の評価を行います。
- ・人事諮問委員会は、取締役については取締役会議長より、監査役については、監査役会の委託を受けた取締役会議長より、執行役員については社長より諮問を受け、人事諮問委員会が定めた選任基準に基づき、企業理念の実践度や業績達成度等を踏まえ、取締役・監査役・執行役員の人事について審議し、取締役に答申します。
- ・取締役会は、人事諮問委員会の答申に基づき、株主総会に付議する取締役選任議案を決定します。
- ・取締役会は、人事諮問委員会の答申に基づき、監査役会の同意を経て、株主総会に付議する監査役選任議案を決定します。
- ・取締役・監査役の選任にあたっては、株主総会の選任議案に、個々の略歴(取締役については当社における地位および担当を含む)、選任理由ならびに重要な兼職の状況等を記載し説明します。

(2)社長指名諮問委員会

社長指名諮問委員会は、その規程に基づき、社長候補者の決定に対する透明性・客観性・適時性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的とします。

- ・社長指名諮問委員会は、毎年、社長CEOの評価を行い、次年度の社長CEOを指名します。
 - －再任の場合、業績等を踏まえた社長CEOの評価に基づき次年度の社長CEOを指名し、取締役会に答申します。
 - －交代の場合、後継者計画(サクセッションプラン)等に基づき次年度の社長CEOを指名し、取締役会に答申します。
- ・社長指名諮問委員会は、緊急事態が生じた場合の継承プランおよび後継者計画(サクセッションプラン)について、毎年審議し、取締役会に答申します。

- ・取締役会は、社長指名諮問委員会の答申に基づき、株主総会に付議する取締役選任議案を決定します。

(3)報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、その規程に基づき、取締役・執行役員の報酬の決定に対する透明性と客観性を高め、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的とします。

- ・報酬諮問委員会は、「取締役報酬の方針」について審議し、取締役会に答申します。取締役会は、この答申に基づき、「取締役報酬の方針」を決定します。
- ・報酬諮問委員会は、「執行役員報酬の方針」について審議します。
- ・報酬諮問委員会は、取締役については取締役会議長より、執行役員については社長より諮問を受け、上記各方針に基づき、取締役・執行役員の報酬について、審議します。
- ・上記審議に基づく取締役の報酬は、以下のとおりとします。
 - －取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する業績連動報酬で構成します。
 - －独立社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。
 - －基本報酬額は、外部専門機関の調査に基づく他社水準を考慮し役割に応じて決定します。
 - －業績連動報酬は、短期業績連動報酬と中長期業績連動報酬で構成します。短期業績連動報酬として、単年度の業績や目標達成度に連動する賞与を支給します。中長期業績連動報酬として、中期経営計画の達成度や企業価値(株式価値)の向上に連動する株式報酬を支給します。
 - －短期業績連動報酬および中長期業績連動報酬の基準額は、役割に応じて定める報酬構成比率により決定します。
- ・取締役会は、報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬等の総額の範囲内で、取締役の報酬を決定します。

(4)コーポレート・ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンス委員会は、その規程に基づき、すべてのステークホルダーの立場を踏まえ、経営の透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図ることを目的とします。

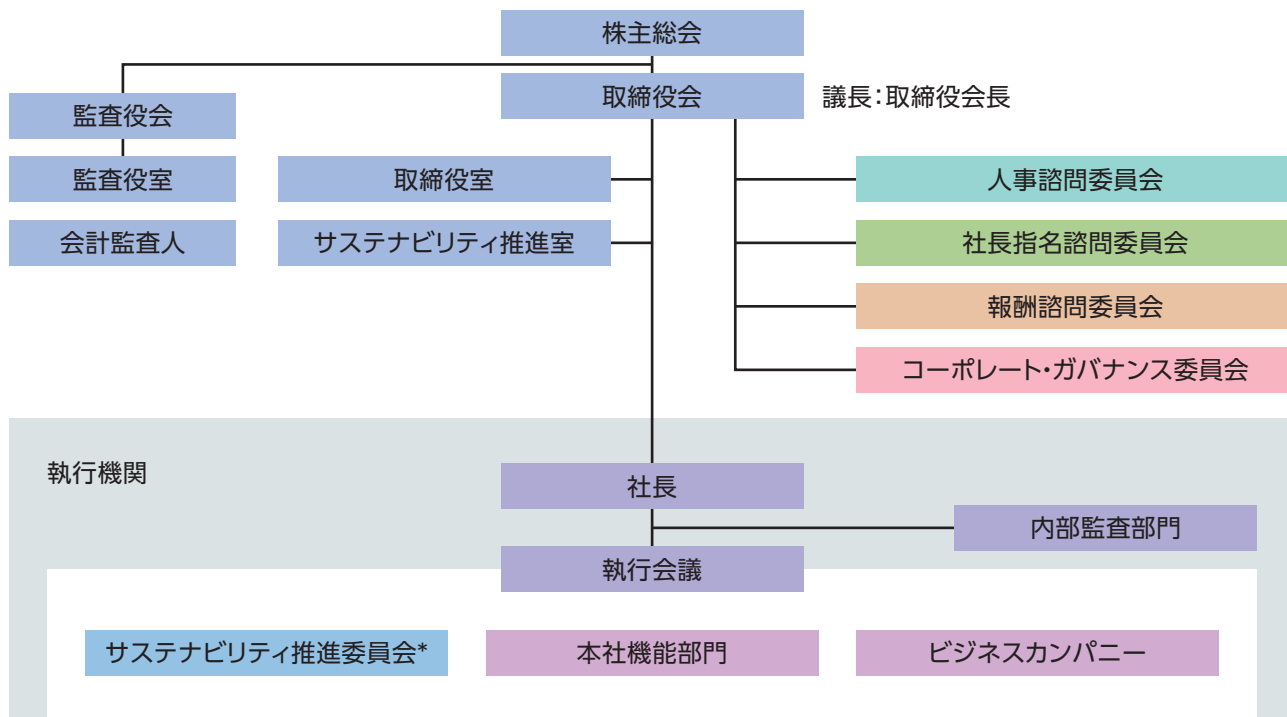
- ・コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会の構成や運営、実効性等について評価し、取締役会に報告します。

- ・コーポレート・ガバナンス委員会は、「社外役員の独立性要件」を策定し、取締役会に答申します。
- ・コーポレート・ガバナンス委員会は、上記以外のコーポレート・ガバナンスに関する事項について、取締役会もしくは取締役会議長より諮問を受け、取締役会に答申します。

本ポリシーの全文は、以下のウェブサイトからご参照ください。

<https://www.omron.co.jp/about/corporate/governance/policy/>

当社のコーポレート・ガバナンス体制



* サステナビリティ推進委員会は、注力ドメインおよび本社機能部門、各種委員会（企業倫理リスクマネジメント委員会、情報開示実行委員会、グループ環境委員会など）におけるサステナビリティに関わる重要課題を特定し、全社的に統括しています。

当社では、独立性を備えた社外取締役が委員長を務め、社長CEOが委員として属さない下記の4つの諮問委員会等を取締役会の傘下に設置し、経営陣の意思決定に対する透明性と客観性を高めています。なお、諮問委員会等の詳細については、55ページから57ページをご参照ください。

人事諮問委員会

取締役・監査役・執行役員の人事に関する選任基準・方針を策定し、候補者を審議します。

社長指名諮問委員会

社長の選定に特化して次年度の社長CEO候補者、緊急事態が生じた場合の継承プランおよび後継者計画(サクセッションプラン)を審議します。

報酬諮問委員会

取締役・執行役員の報酬に関する方針を策定し、報酬水準および報酬額を審議します。

コーポレート・ガバナンス委員会

コーポレート・ガバナンスの継続的な充実と、経営の透明性・公正性を高めるための施策について議論します。

諮問委員会等の構成

地位	氏名	人事諮問委員会	社長指名諮問委員会	報酬諮問委員会	コーポレート・ガバナンス委員会
取締役会長	立石 文雄		□		
代表取締役	山田 義仁				
代表取締役	宮田 喜一郎	□			
取締役	日戸 興史			□	
取締役	安藤 聡	○	○	○	
社外取締役	小林 栄三 ★	◎	◎	□	◎
社外取締役	西川 久仁子 ★	□	□	◎	○
社外取締役	上釜 健宏 ★	□	□	□	□
常勤監査役	近藤 喜一郎				
常勤監査役	吉川 浄				
社外監査役	内山 英世 ★				□
社外監査役	國廣 正 ★				□

注：◎委員長 ○副委員長 □委員 ★独立役員

当社の取締役会の実効性向上の取り組みの状況

1. 取締役会の実効性向上の取り組みの概要

当社は、持続的な企業価値の向上を実現するために、経営の透明性・公正性を高め、迅速な意思決定を行うとともに、経営のスピードを速め、企業の競争力の強化を図ります。そのために、当社は、取締役会の実効性向上の取り組みを通じ、取締役会の監督機能を強化しています。

その取り組みは、(1)「取締役会の実効性評価」、(2)「取締役会運営方針および重点テーマの決定、年間計画の策定・実行」というサイクルで行っています。

(1) 取締役会の実効性評価

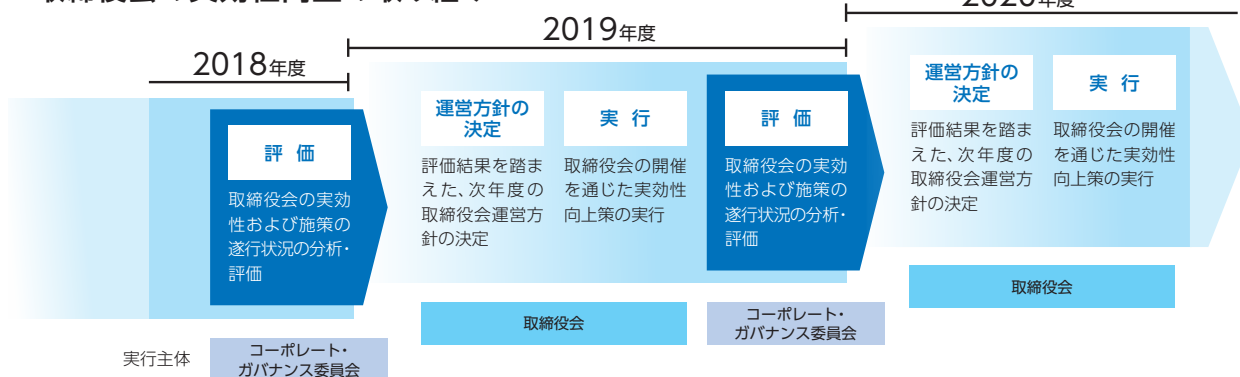
当社の取締役会の実効性評価は、社外取締役を委員長とし、社外取締役および社外監査役(以下、社外役員)のみで構成するコーポレート・ガバナンス委員会が実施しています。社外役員は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの視点を持ちながら、取締役会構成メンバーとして活動しています。社外役員のみで構成するコーポレート・ガバナンス委員会が評価を行うことで、「客観性」と「実効性」の両面を担保した評価を実現しています。

(2) 取締役会運営方針および重点テーマの決定、年間計画の策定・実行

取締役会は、(1)のコーポレート・ガバナンス委員会による評価結果および事業環境等を踏まえた上で、次年度の取締役会運営方針および注力する重点テーマについて決定しています。取締役会は、その運営方針に基づき年間計画を策定し運営しています。

当社は、上記の(1)(2)を事業年度単位で実行し、取締役会の実効性を向上し続けています。コーポレート・ガバナンス委員会は、この取り組みについて、「客観性」と「実効性」を兼ね備えた当社独自の最適な取り組みであると評価しています。なお、取締役会は、当社の取り組みを、第三者評価より有効性が高いと認識しています。

取締役会の実効性向上の取り組み



2. 2019年度取締役会の実効性評価

2019年度取締役会の実効性評価方法および自己評価の評価項目は以下の通りです。

(1) 評価方法

① 取締役および監査役による自己評価の実施

- ・各取締役および監査役は、2019年7月以降の各取締役会終了直後に取締役会の議論内容、監督機能の発揮度合に対する自己評価を実施しました。
- ・各取締役および監査役は、2020年3月の取締役会終了後に年間を通じた取締役会運営等に対する自己評価を実施しました。

② 取締役会議長面談の実施

- ・取締役会議長は、2020年1月～3月に取締役および監査役を対象として個別面談を実施しました。

③ コーポレート・ガバナンス委員会による評価の実施

- ・コーポレート・ガバナンス委員会は、2020年3月に①のうち重点テーマの評価を実施しました。一方で、4月に①の2019年度全体の自己評価結果、②の面談結果に基づき取締役会の実効性評価を実施し、2020年5月に取締役会に報告を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症への対応により、コーポレート・ガバナンス委員会の開催を延期したため、4月の評価が実施できませんでした。

(2) 自己評価の評価項目

自己評価の評価項目は以下の通りです。取締役会として監督機能を十分に発揮したか、監督機能の発揮に貢献したかという観点で評価します。評価は、質問票(無記名)への回答方式で実施しています。評価項目ごとに、5段階評価や自由に記入するフリーコメント欄を設けています。

●取締役会直後に実施する自己評価

- ・取締役会の議論内容
- ・取締役会の監督機能の発揮度合

●年度末に実施する年間を通じた自己評価

1. 取締役会運営

- 1) 2019年度取締役会運営方針
- 2) 運営方針に掲げた重点テーマ
- 3) 重点テーマ以外の審議事項・報告事項
- 4) 2020年度取締役会運営方針および重点テーマ

2. 取締役会運営以外

- 1) 個別ミーティング
- 2) 視察等の情報提供
- 3) 取締役会直後の自己評価

3. 諮問委員会

4. その他取締役会全体

●その他自己評価(新任役員就任時、中期経営計画策定時、コーポレート・ガバナンス体制変更時等の評価)

- ・取締役会の規模、構成
- ・取締役会の運営状況
- ・諮問委員会の運営

3. 2019年度取締役会の実効性評価結果

コーポレート・ガバナンス委員会は、当初、2020年4月に取締役会の実効性評価を実施し、2020年5月に取締役会に報告を行う予定でしたが、当社は、新型コロナウイルス感染症への対応により、コーポレート・ガバナンス委員会の開催を延期いたしました。従いまして、2019年度取締役会の実効性評価結果については、コーポレート・ガバナンス委員会の評価を実施後に、公表する予定です。

[4] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システムの整備に関する基本方針)並びに内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則にもとづき、以下のとおり、当社および当社の子会社(以下、当社グループという)の内部統制システムを整備する。

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループにおけるマネジメントの透明性・公平性・グローバル性を確保し、適切で迅速な意思決定を行う経営基盤として「オムロングループマネジメントポリシー」および「オムロングループルール」を制定する。
- (2) 「社会的責任を果たす企業経営」においては、企業倫理・コンプライアンスをその活動の重要課題の一つとして位置付け、事業活動の遂行において法令を遵守する。特にカルテル等の反競争的行為、贈賄その他重要なリスクについては、その発生を未然に防ぐための対応を重点的に実施する。
- (3) 「オムロングループ倫理行動ルール」を当社グループの「社会的責任を果たす企業経営」を実践するための役員・従業員の具体的な行動指針を示したものとして周知し、法令遵守の徹底を図る。
- (4) 企業倫理・コンプライアンスに関する責任者を任命し、企業倫理・コンプライアンスの推進を行うための組織として、企業倫理リスクマネジメント委員会を設置する。具体的な活動としては、社長自ら企業倫理・コンプライアンスに関する指示を発信し周知徹底の機会を設けると共に、カルテル等の反競争的行為や贈賄をはじめ、企業倫理・コンプライアンスに関する役員および従業員への定期的な研修等を行う。
- (5) 社内外に内部通報窓口を設置し、「オムロングループ倫理行動ルール」・就業規則・法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為について、通報を受け付ける。また、法令・社内規定に従って通報内容を秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- (6) 透明性の高い経営の実現を目指すべく、情報開示を重要な課題の一つとして位置付け、その推進を行うため社長直轄の情報開示実行委員会を設置する。同委員会は、当社グループ全体の情報開示に関する正確性、適時性、網羅性を確保する活動を実施し、当社グループの定める基準に則り積極的な開示を行う。

- (7) 社長直轄の内部監査部門を設置し、当社グループの業務監査を実施する。
- (8) 当社グループの財務報告の適正性確保のために、各部門が業務プロセスの整備・運用状況の自己点検を行ったうえで内部監査部門がモニタリングすること等により、法令等に従い適切に報告書を提出できる体制の充実を図る。
- (9) 反社会的勢力の排除の基本方針を「オムロングループマネジメントポリシー」および「オムロングループ倫理行動ルール」において明確にする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「取締役会規程」に従い、取締役会議事録を10年間保存し管理する。
- (2) グループ経営と意思決定に関する基本方針・原則を定めた「経営ルール」に従い、重要事項の決定については決裁書を発行する。決裁書や執行会議議事録等職務の執行状況を示す主要な文書等は、法令・社内規定に基づいて保存し管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業の存続と企業目標の達成を確保し、企業の社会的責任を果たすことを目的として、グローバルな視点で、リスクに関わる活動を統合したリスクマネジメントを行う。
- (2) 「オムロングループ統合リスクマネジメントルール」に基づき、リスク情報の収集、リスクの分析、リスク対策を行い、損失の回避・低減・移転などに努める。
- (3) 当社グループにとって重要なリスクを指定し、執行会議を通じ、社内カンパニーを横断した全社対応を行う。
- (4) 危機発生時には、「オムロングループ統合リスクマネジメントルール」に定められた手順に従い、報告・情報伝達を行い、必要な対応チームを編成する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を採用するとともに取締役を少人数に保ち、取締役会における実質的な議論を確保し迅速な意思決定を行う。
- (2) 当社は、取締役会に加え執行会議を設置し、社長の権限の範囲内で重要な業務執行案件の審議・決定を行う。
- (3) 社内カンパニー制を採用し、各社内カンパニー社長への大幅な権限委譲により意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

- (4) 当社グループは、適切な統制と意思決定の迅速化を基本方針として定められた職務分掌と決裁権限に基づいて業務運営を行う。
- (5) 当社グループは、中長期の経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、毎事業年度ごとの経営計画を策定する。

5. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の営業成績・財務状況その他の重要な情報について、社内規定等に基づき各子会社を管轄する上位部門への報告を義務づける。

6. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するため、監査役室および専任者を設置しており、監査役室スタッフは監査役の指揮命令下で職務遂行する。
- (2) 監査役室スタッフの人事評価、任命・異動は監査役会が同意する。
- (3) 当社グループの取締役、監査役、使用人およびこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制として、これら報告者は、当社グループにおける重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害が発生するおそれがある事実等を発見した場合、所定の規定・手順に従い直ちに当社監査役に報告を行う。当社監査役は、これらにかかわらずその必要に応じ随時に、当社グループの取締役、監査役および使用人に対し報告を求めることができる。また、当社は、報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- (4) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに処理する。
- (5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、監査役会による取締役・執行役員への定期ヒアリング、社長との定期意見交換、会計監査人との定期情報交換、執行役員から業務報告を受領する制度等を確保する。さらに監査役会に内部監査部門長を招聘し、内部監査報告を実施する。
- (6) 弁護士・会計士等の法務または、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を含む半数以上の社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保する。
- (7) 監査役は、取締役会に加えて執行会議等の重要な会議にも出席し、意見を述べる。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記基本方針にもとづき内部統制システムを運用しており、当期における当該システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

1. コンプライアンス・リスクマネジメントに対する取り組みの状況

当社グループでは、企業倫理リスクマネジメント委員会を推進組織とし、コンプライアンスとリスクマネジメントを統合した対応を行ってきました。この対応は社長直轄部門が担当し、当該活動の一層の推進と徹底により、当社グループの変化対応力のさらなる強化を行いました。

(1) コンプライアンス

当社グループの役員・従業員に対し行動指針を周知するとともに、必要な研修等を実施しています。また、企業倫理リスクマネジメント委員会を定期開催するとともに、10月を企業倫理月間と定め、国内外の役員・従業員に対するトップメッセージ配信、職場研修、企業倫理カード配布などを行っています。内部通報窓口を国内および海外の主要拠点に設置し、運営しています。また、情報開示に関する正確性、適時性、網羅性を確保する為、情報開示実行委員会を定期開催するとともに、インサイダー取引防止の研修等を行っています。内部監査部門においては、当社グループの部門に対する業務監査を定期的に実施しています。

当期においては、グローバルでグループ各社でのオムロングループルール遵守状況の自己チェックや、各社の取締役会等意思決定機関におけるガバナンス関連事項の議論の拡充を推進し、当社のグループガバナンスの向上に努めました。

(2) リスクマネジメント

「オムロングループ統合リスクマネジメントルール」に基づき、毎年グローバル視点で当社グループに関わるリスクを洗い出し、分析を加え、その中から当社グループにとって重要なリスクを指定しています。指定されたリスクについては、執行会議を通じて当社グループ全体でリスク対策を実行しています。そして、リスク対策の主管部門を選定し、四半期ごとの企業倫理リスクマネジメント委員会にて対策の進捗を確認し、計画的に取り組みを推進しています。また、国内外のグループ会社において、「リスクマネージャ」を選任し、そのグローバルなネットワークを利用して、日常的なリスク情報の共有、対応の協議などを迅速に行い、社内外の環境変化に対応した対策を現場と経営が力を合わせて実施しています。

当期においては、変化の激しい地政学リスクに対応するために、速やかな各国動向の把握と影響の確認を行いました。また、危機対応として、新型コロナウイルス感染症への対策にもオムロングループをあげて取り組んでいます。

2. 業務の適正を確保する取り組みの状況

当社は取締役の職務執行に係る主要な文書について、「取締役会規程」その他情報管理に関する規程等に基づき、保管および管理を行っています。また、当社は取締役の少人数化により取締役会の実質的な議論を確保するとともに、執行役員制度および社内カンパニー制を採用し、各社内カンパニー社長等への権限委譲により意思決定の迅速化と業務の効率化を図っています。毎月開催される執行会議では社長の権限の範囲内で、重要な業務執行案件等の審議・決定を行っています。また、当社グループにおいては、適用される職務分掌、決裁権限、報告ルールを明確に定めることにより、適切な統制と迅速な意思決定がなされる体制を確保しています。

当期においては、前期に引き続き決裁処理等のIT化を国内外で進めることにより、グローバルで意思決定の迅速化を進めました。

3. 監査役監査の実効性を確保する取り組みの状況

当社は監査役の職務を補助するため執行から独立した監査役室を設置し必要なスタッフを配置しています。監査役会による取締役・執行役員への定期ヒアリング、社長との定期意見交換、会計監査人との定期情報交換、執行役員からの業務報告受領などを行っています。また、監査役は、取締役会に加えて執行会議等の重要な会議にも出席し、必要により意見を述べています。

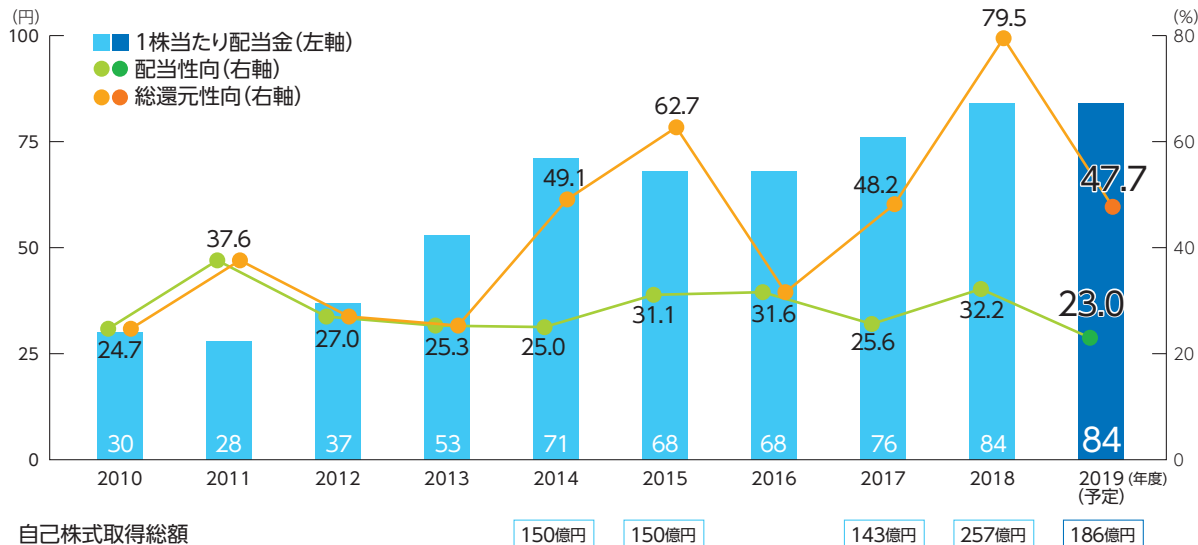
監査役会は毎年、監査役会の実効性評価を質問票(無記名)への回答方式で実施しています。当期はその評価の結果を踏まえ、社外取締役と監査役の連携強化を目的に、社外取締役と監査役の意見交換の場を増やしてコミュニケーションの充実を図りました。

[5] 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款の定めに基づき取締役会決議によって行う中間配当を除き、剰余金の配当等の決定については株主総会に諮ります。また、株主の皆さまへの還元を含む利益配分に関しましては、つぎの基本方針を適用しております。

- ① 企業価値の持続的な向上を目指し、将来の成長に必要な研究開発、設備投資、M&Aなどの投資を優先いたします。そのための内部留保を確保したうえで、資本効率を勘案し、継続的に株主の皆さまへの還元の充実を図ってまいります。
- ② 毎年の配当金につきましては、連結業績ならびに配当性向、さらに株主資本利益率(ROE)と配当性向を乗じた株主資本配当率(DOE)を基準とし、安定的、継続的な株主還元の充実を図ってまいります。具体的には、2017～2020年度の中期経営計画(呼称VG2.0)期間は、配当性向30%程度およびDOE 3%程度を目安として、利益還元に努めてまいります。
- ③ 長期にわたり留保された余剰資金につきましては、機動的に自己株式の買入れなどを行い、株主の皆さまに還元してまいります。

■ 株主還元の推移



[6] その他方針等

資本政策の基本的な方針

- ① 株主価値を維持向上するために、投下資本利益率(ROIC)、株主資本利益率(ROE)および1株当たり利益(EPS)の目標水準を考慮した経営を行います。また、経済環境等の急激な変化に備え、金融情勢によらず資金調達が可能な高格付けを維持できる自己資本比率を目標とします。
- ② 支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、取締役会において、上記の目標とする投下資本利益率(ROIC)、株主資本利益率(ROE)および1株当たり利益(EPS)等への影響を十分に考慮した上で合理的な判断を行います。
- ③ 大規模な希釈化をもたらす資本調達を実施する場合には、資金使途の内容と回収計画を取締役会において十分に審議のうえ決議するとともに、投資家・株主への説明を行います。

買収防衛策について

買収防衛策は導入しません。

株主との建設的な対話について

株主との対話を通じ、持続的な企業価値の向上に資するよう努めます。

また、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針(以下、本基本方針といいます)を策定し、公表します。

本基本方針は、以下のウェブサイトからご参照ください。

<https://www.omron.co.jp/about/corporate/governance/policy/>

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別	
	第83期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	447,139	459,973
現金及び現金同等物	185,533	103,850
受取手形及び売掛金	134,786	149,171
貸倒引当金	△ 759	△ 861
たな卸資産	104,301	120,379
売却予定資産	441	73,331
その他の流動資産	22,837	14,103
有形固定資産	114,526	115,083
土地	20,446	21,746
建物及び構築物	129,110	118,036
機械その他	147,038	151,355
建設仮勘定	5,467	11,316
減価償却累計額	△ 187,535	△ 187,370
投資その他の資産	196,459	174,822
オペレーティング・リース 使用権資産	30,327	—
のれん	38,568	40,532
関連会社に対する投資及び貸付金	29,251	26,022
投資有価証券	25,782	28,997
施設借用保証金	7,486	7,533
繰延税金	37,416	42,537
その他の資産	27,629	29,201
資産合計	758,124	749,878

科目	期別	
	第83期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	151,299	175,555
支払手形及び買掛金・未払金	64,496	71,360
未払費用	37,179	38,290
未払税金	2,516	3,174
短期オペレーティング・ リース負債	11,070	—
売却予定負債	—	27,730
その他の流動負債	36,038	35,001
繰延税金	1,717	733
退職給付引当金	40,236	55,036
長期オペレーティング・ リース負債	19,820	—
その他固定負債	12,463	12,243
負債の部合計	225,535	243,567
純資産の部		
株主資本	530,415	504,212
資本金	64,100	64,100
資本剰余金	100,521	100,233
利益準備金	20,981	21,826
その他の剰余金	451,768	433,639
その他の包括利益(△損失)累計額	△ 83,606	△ 70,200
為替換算調整額	△ 31,408	△ 7,687
退職年金債務調整額	△ 52,250	△ 62,648
デリバティブ純損益	52	135
自己株式	△ 23,349	△ 45,386
非支配持分	2,174	2,099
純資産の部合計	532,589	506,311
負債及び純資産合計	758,124	749,878

(注1) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

(注2) 車載事業を非継続事業に分類したことに伴い、前連結会計年度の連結貸借対照表の組み替えを行っています。非継続事業の詳細につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.omron.co.jp/>)に掲載しています連結計算書類の「連結注記表<その他の注記>」をご覧ください。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別		
		第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(ご参考) 第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高		677,980	732,581
売上原価		374,278	407,097
売上総利益		303,702	325,484
販売費及び一般管理費		202,954	208,895
試験研究開発費		45,988	49,335
その他費用－純額－		2,924	1,342
継続事業税引前当期純利益		51,836	65,912
法人税等		11,270	17,016
(当期税額)		(10,470)	(17,691)
(繰延税額)		(800)	(△ 675)
持分法投資損益		963	1,578
継続事業当期純利益		39,603	47,318
非継続事業当期純利益		35,732	7,673
当期純利益		75,335	54,991
非支配持分帰属損益		440	668
当社株主に帰属する当期純利益		74,895	54,323

(注1) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

(注2) 車載事業を非継続事業に分類したことに伴い、前連結会計年度の連結損益計算書の組み替えを行っています。非継続事業の詳細につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.omron.co.jp/>)に掲載しています連結計算書類の「連結注記表<その他の注記>」をご覧ください。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科 目	期 別	
	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第82期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
1. 当期純利益	75,335	54,991
2. 営業活動によるキャッシュ・フローと当期純利益の調整		
(1) 減価償却費	28,605	30,459
(2) 固定資産除売却益(純額)	△ 1,487	△ 1,098
(3) 長期性資産の減損	498	196
(4) 投資有価証券売却損(純額)	43	—
(5) 事業売却益	△ 51,450	△ 407
(6) 投資有価証券評価損(純額)	1,170	563
(7) 退職給付引当金	△ 436	3,818
(8) 繰延税金	△ 125	△ 383
(9) 持分法投資損益	963	1,578
(10) 資産・負債の増減	35,071	△ 19,346
(11) その他(純額)	1,600	874
営業活動によるキャッシュ・フロー	89,787	71,245
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 投資有価証券の売却による収入	1,423	465
2. 投資有価証券の取得	△ 2,344	△ 602
3. 資本的支出	△ 37,629	△ 39,045
4. 施設借用保証金の減少(△増加)(純額)	62	△ 193
5. 有形固定資産の売却による収入	4,565	3,475
6. 関連会社に対する投資及び貸付金の増加	△ 2,231	△ 498
7. 事業売却(現金流出額との純額)	64,460	1,817
8. 事業買収(現金取得額との純額)	—	△ 830
9. その他(純額)	333	454
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,639	△ 34,957
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1. 短期債務の増加(純額)	6,365	2,109
2. 親会社の支払配当金	△ 17,250	△ 16,776
3. 非支配株主への支払配当金	△ 293	△ 343
4. 自己株式の取得	△ 18,571	△ 25,716
5. その他(純額)	319	△ 57
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 29,430	△ 40,783
IV 換算レート変動の影響	△ 13,713	1,722
現金及び現金同等物の増減額	75,283	△ 2,773
期首現金及び現金同等物残高	110,250	113,023
期末現金及び現金同等物残高	185,533	110,250
非継続事業に係る期末現金及び現金同等物残高	—	6,400
継続事業に係る期末現金及び現金同等物残高	185,533	103,850

(注1) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

(注2) 連結キャッシュ・フロー計算書上、非継続事業のキャッシュ・フローは独立表示せずに継続事業のキャッシュ・フローと合算して表示しています。非継続事業の詳細につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.omron.co.jp/>)に掲載しています連結計算書類の「連結注記表<その他の注記>」をご覧ください。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	期別	
	第83期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	200,938	138,952
現金及び預金	101,509	27,312
受取手形	3,512	2,771
売掛金	47,921	53,207
商品及び製品	11,126	13,862
原材料	4,217	5,032
仕掛品	3,463	3,495
貯蔵品	766	725
関係会社短期貸付金	12,866	14,826
未収入金	10,521	11,990
その他の未収入金	3,904	4,508
その他	6,903	4,457
貸倒引当金	△ 5,770	△ 3,233
固定資産	309,220	325,453
有形固定資産	45,625	43,131
建物	24,067	15,643
構築物	1,164	1,037
機械装置	3,039	2,861
車両運搬具	2	1
工具器具備品	2,812	2,359
土地	11,585	13,167
リース資産	2,051	2,285
建設仮勘定	905	5,778
無形固定資産	8,108	7,971
ソフトウェア等	8,108	7,971
投資その他の資産	255,487	274,351
投資有価証券	20,411	23,486
関係会社株式	150,708	158,289
関係会社出資金	22,837	20,918
関係会社長期貸付金	27,283	37,589
敷金及び保証金	4,664	4,646
前払年金費用	15,438	14,266
繰延税金資産	9,230	10,275
その他	4,930	4,939
貸倒引当金	△ 14	△ 57
資産合計	510,158	464,405

科目	期別	
	第83期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第82期 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	192,707	188,238
支払手形	7,187	8,165
買掛金	27,577	28,696
関係会社短期借入金	130,007	119,040
リース債務	915	997
未払金	10,447	13,345
未払費用	10,572	10,569
未払法人税等	1,088	1,733
前受金	143	29
預り金	989	1,078
役員賞与引当金	105	105
その他	3,677	4,481
固定負債	14,640	16,343
関係会社長期借入金	-	6,917
リース債務	1,143	1,320
株式給付引当金	1,362	1,071
再評価に係る繰延税金負債	957	1,205
その他	11,178	5,830
負債の部合計	207,347	204,581
純資産の部		
株主資本	298,946	255,418
資本金	64,100	64,100
資本剰余金	88,771	88,771
資本準備金	88,771	88,771
利益剰余金	169,422	147,933
利益準備金	6,774	6,774
その他利益剰余金	162,648	141,159
配当積立金	3,400	3,400
別途積立金	73,500	73,500
繰越利益剰余金	85,748	64,259
自己株式	△ 23,347	△ 45,386
評価・換算差額等	3,865	4,406
その他有価証券評価差額金	8,133	8,606
繰延ヘッジ損益	46	123
土地再評価差額金	△ 4,314	△ 4,323
純資産の部合計	302,811	259,824
負債・純資産合計	510,158	464,405

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考)
		第82期
	第83期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	295,651	324,908
売上原価	182,950	194,892
売上総利益	112,701	130,016
販売費及び一般管理費	98,501	102,967
営業利益	14,200	27,049
営業外収益	18,032	26,357
受取利息及び配当金	15,369	22,618
その他	2,663	3,739
営業外費用	4,110	4,271
支払利息	1,499	1,430
売上割引	705	795
為替差損	810	905
品質対応費	142	318
支払手数料	630	76
その他	324	747
経常利益	28,122	49,135
特別利益	63,259	2,856
固定資産売却益	802	1
投資有価証券売却益	161	134
関係会社株式売却益	62,296	830
事業譲渡益	—	1,760
その他	—	131
特別損失	7,863	525
固定資産売却及び除却損	604	188
減損損失	339	—
貸倒引当金繰入額	2,540	310
退職給付制度改定損	4,368	—
その他	12	27
税引前当期純利益	83,518	51,466
法人税、住民税及び事業税	3,101	7,006
法人税等調整額	1,041	△ 557
当期純利益	79,376	45,017

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

オムロン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 宏彰 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池畑 憲二郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オムロン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、オムロン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表<その他の注記>に記載されている通り、会社は米国財務会計基準審議会会計基準書第205号-20「財務諸表の表示-非継続事業」に従い、車載事業について、経営成績、譲渡に伴う事業売却益および譲渡に関連する費用を、連結損益計算書において非継続事業として区分表示している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを

認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

オムロン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 (印)

指定有限責任社員 公認会計士 酒井 宏彰 (印)

指定有限責任社員 公認会計士 池畑 憲二郎 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オムロン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

オムロン株式会社 監査役会

常勤監査役 近藤喜一郎 ㊞

常勤監査役 吉川 浄 ㊞

社外監査役 内山英世 ㊞

社外監査役 國廣 正 ㊞

以上

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

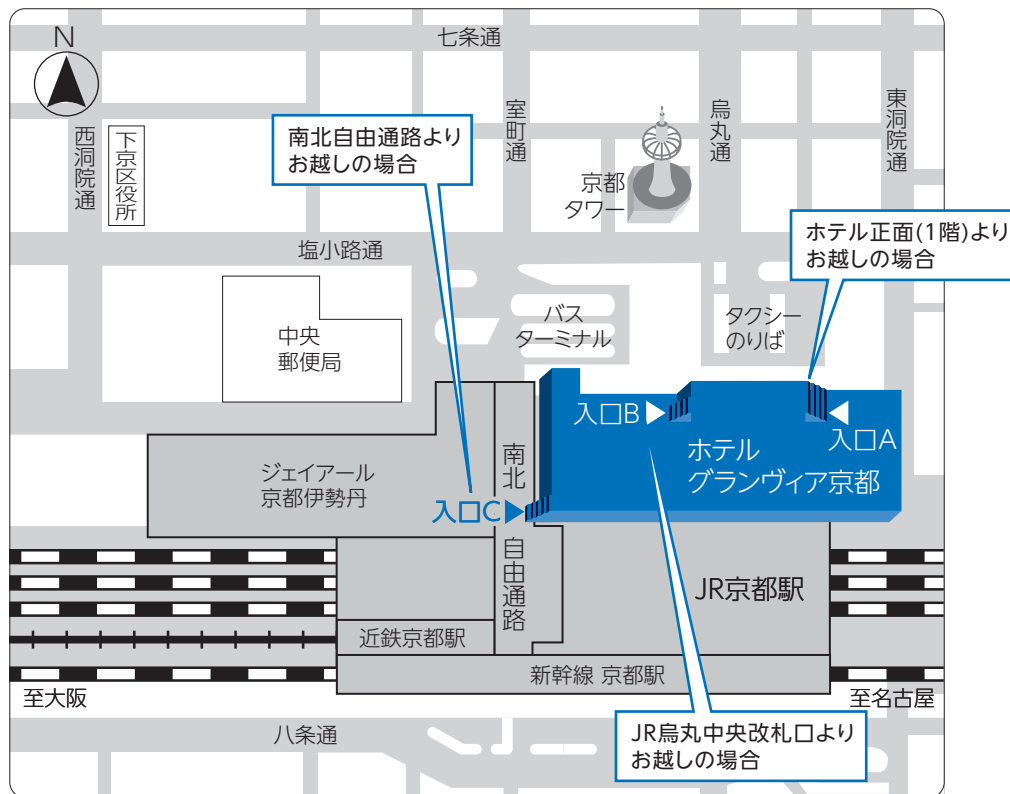
MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場

京都市下京区烏丸通塩小路下ル(京都駅ビル内)
ホテルグランヴィア京都(3階「源氏の間」)



ご案内

- ホテルグランヴィア京都は、JR京都駅に直結しています。
- ホテル正面(1階)よりお越しの株主さまは**入口A**から、JR烏丸中央改札口よりお越しの株主さまは**入口B**から、南北自由通路よりお越しの株主さまは**入口C**から、ホテルグランヴィア京都2階メインロビーにお越しのうえ、エスカレーターにて**3階「源氏の間」**までお越しください。

駐車場のご用意はしていませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

OMRON

<https://www.omron.co.jp/>

